

濃縮・埋設事業所
廃棄物埋設施設保安規定

廃棄物埋設施設保安規定 改正来歴

改正番号	認可日	施行日	改正内容
0	H 4. 9. 30	H 4. 12. 8	・ 制定
1	H 5. 4. 6	H 5. 4. 9	・ 組織改正に伴う変更 ・ 埋設規則の一部改正に伴う変更
2	H10. 1. 27	同 左	・ 保安防災会議の設置に伴う変更 ・ 通報連絡系統の見直しに伴う変更
3	H12. 1. 27	同 左	・ 1号埋設施設の第1段階終了予定時期の延長に伴う変更 ・ 排水監視開始時期の見直しに伴う変更 ・ 運用を踏まえた記載の適正化に伴う変更
4	H12. 9. 25	同 左	・ 2号埋設施設の操業開始に伴う変更 ・ 炉規法及び埋設規則の改正並びに防災業務計画制定に伴う変更
5	H12. 11. 21	同 左	・ 炉規法の改正に伴う変更 ・ 運用を踏まえた記載の適正化に伴う変更
6	H13. 3. 28	H13. 4. 1	・ 線量告示の改正に伴う変更 ・ 運用を踏まえた記載の適正化に伴う変更
7	H13. 7. 31	H13. 8. 1	・ 組織改正に伴う変更 ・ 運用を踏まえた記載の適正化に伴う変更
8	H14. 12. 26	H15. 1. 1	・ 組織改正に伴う変更 ・ 運用を踏まえた記載の適正化に伴う変更
9	H16. 5. 31	H16. 6. 1	・ 埋設規則の改正に伴う品質保証に関する事項の追加に伴う変更 ・ 運用を踏まえた記載の適正化に伴う変更
10	H18. 6. 29	H18. 6. 30	・ 組織改正に伴う変更 ・ 運用を踏まえた記載の適正化に伴う変更
11	H21. 3. 30	H21. 4. 1	・ 第二種埋設規則の改正に伴う安全文化醸成の体制等に関する事項の追加に伴う変更 ・ 運用を踏まえた記載の適正化に伴う変更
12	H22. 5. 31	H22. 6. 1	・ 原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）取り込みに伴う変更 ・ 運用を踏まえた記載の適正化に伴う変更
13	H23. 11. 28	H23. 11. 29	・ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いの運用開始に伴う変更
14	H24. 3. 21	H24. 3. 22	・ 濃縮機器製造工場の施設拡張に伴う濃縮・埋設事業所周辺監視区域の変更
15	H24. 8. 30	H24. 8. 31	・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物を考慮した安全規制上の適切な判断および取扱いの追加に伴う変更
16	H26. 11. 17	H26. 11. 18	・ 第二種埋設規則の改正に伴う埋設施設の定期的な評価に関する事項などの追加に伴う変更 ・ 品質管理の技術基準に関する規則の取り込みに伴う変更
17	H27. 5. 20	H27. 5. 21	・ 第二種埋設規則の改正に伴う地下水の水位の観測および記録に関する事項の変更 ・ 各課長の職務の明確化に伴う変更
18	H28. 4. 1	同 左	・ 緊急作業時の被ばくに関する規制の見直しに伴う関連条文の変更

改正番号	認可日	施行日	改正内容
19	H28. 6. 27	H28. 6. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改正に伴う変更 ・品質マネジメントシステムに係る文書体系の整理に伴う関連別表の変更
20	H29. 8. 21	H29. 8. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告の徴収について」に基づく報告における是正措置等に係る変更 ・埋設施設の改造に係る組織の拡充に伴う変更
21	H29. 10. 16	H29. 10. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者対応方針、保安検査での指摘事項等への対策を履行する条項追加に伴う変更
22	H30. 9. 6	H31. 2. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査の客観性の向上のため監査室のみが内部監査を実施することに伴う変更
23	R 2. 4. 27	R 2. 5. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・第二種埋設規則の改正に伴う廃棄物受入基準の追加、条項番号呼び込み箇所の修正および埋設規則第6条の経過措置に関する附則の追加。 ・記載の適正化
24	R 2. 9. 16	R 2. 9. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ・調達に係る組織の保安組織への追加 ・モニタリングポイントの移設の反映 ・各施設の保安規定記載の整合に伴う変更 ・その他記載の適正化
25	R 3. 3. 4	R 3. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」の一部改正に伴う放射線業務従事者に係る眼の水晶体の線量限度の変更
26	R 3. 9. 7	R 3. 9. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・事業変更許可申請書の記載事項の反映 <ul style="list-style-type: none"> ・埋設施設の埋設対象廃棄体の変更 ・廃棄物受入基準の追加 ・一部廃棄体の埋設上の制限の追加 ・廃棄体の定置に係る措置の変更 ・埋設施設に係る線量評価上重要な特性の明確化 ・覆土の構成及び厚さの変更並びに点検管の追加 ・埋設設備の排水及び周辺監視区域の地下水に係る監視措置の変更 ・覆土完了後に実施する原位置試験等の計画に係る措置の追加 ・放射線管理施設及び監視測定設備の測定結果の表示に係る措置の追加 ・火災発生時の体制の整備に係る措置の追加 ・自然災害等発生時の体制の整備に係る措置の追加 ・通信連絡手順の整備に係る措置の追加 ・安全避難通路等に係る措置の追加 ・埋設施設の定期的な評価等に係る措置の変更 ・覆土完了までに定める事項の追加

改正番号	認可日	施行日	改正内容
			<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化等 <ul style="list-style-type: none"> ・警備課長の職務の変更 ・別表 20 保安活動に関する記録の作成責任者及び保存責任者の変更 ・その他、職務の変更等を含む記載の適正化
27	R 4. X. XX	R 4. X. XX	<ul style="list-style-type: none"> ・埋設事業部の組織改正に伴う変更 ・品質・保安会議に係る事項の変更 ・記載の適正化

目 次

第 1 章 総則

第 1 条	目的	1
第 2 条	適用範囲	1
第 3 条	規定の遵守	1
第 4 条	関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上	1
第 5 条	事業者対応方針等の履行	1

第 2 章 品質マネジメントシステム

第 6 条	品質マネジメントシステム計画	3
1	目的	3
2	適用範囲	3
3	定義	3
4	品質マネジメントシステム	3
4.1	品質マネジメントシステムに係る要求事項	3
4.2	品質マネジメントシステムの文書化	5
5	経営責任者等の責任	7
5.1	経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	7
5.2	原子力の安全の確保の重視	8
5.3	品質方針	8
5.4	計画	8
5.5	責任、権限及びコミュニケーション	9
5.6	マネジメントレビュー	11
6	資源の管理	12
6.1	資源の確保	12
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	12
7	個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	13
7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	13
7.2	個別業務等要求事項に関するプロセス	13
7.3	設計開発	14
7.4	調達	17
7.5	個別業務の管理	18
7.6	監視測定のための設備の管理	19
8	評価及び改善	20
8.1	監視測定、分析、評価及び改善	20
8.2	監視及び測定	20
8.3	不適合の管理	22
8.4	データの分析及び評価	23
8.5	改善	23
図 1	プロセス関連図(第 6 条 4.1 関係)	26
図 2	品質マネジメントシステムの文書の構成概念図(第 6 条 4.2 関係)	27
表 1	品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と決定した社内文書との関係(第 6 条 4.2 関係)	28
表 2	品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する社内文書との関係(第 6 条 4.2 関係)	30

第3章 保安管理体制

第1節 組織

第7条 保安に関する組織	31
--------------	----

第2節 職務

第8条 職務	31
--------	----

第3節 廃棄物取扱主任者

第9条 廃棄物取扱主任者の選任	33
-----------------	----

第10条 廃棄物取扱主任者の職務等	33
-------------------	----

第4節 会議体

第11条 品質・保安会議の審議事項、構成等	34
-----------------------	----

第12条 埋設施設安全委員会の審議事項、構成等	34
-------------------------	----

第13条 安全・品質改革委員会の審議事項、構成等	35
--------------------------	----

第4章 廃棄物埋設管理

第14条 廃棄体	36
----------	----

第15条 廃棄物埋設計画	36
--------------	----

第16条 廃棄体の受入れ	37
--------------	----

第17条 廃棄体の確認	37
-------------	----

第18条 放射性廃棄物等の確認に係る自主検査の実施	37
---------------------------	----

第19条 廃棄体の定置	38
-------------	----

第20条 充填材充填・上部ポーラスコンクリート層設置・覆い施工	40
---------------------------------	----

第21条 覆土	41
---------	----

第5章 施設管理

第22条 施設管理計画	42
-------------	----

1 施設管理方針及び施設管理目標	42
------------------	----

2 保全プログラムの策定	42
--------------	----

3 保全対象範囲の策定	42
-------------	----

4 施設管理の重要度の設定	42
---------------	----

5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視	42
---------------------------	----

6 施設管理実施計画の策定	43
---------------	----

6.1 点検計画の策定	43
-------------	----

6.2 設計及び工事の計画の策定	45
------------------	----

6.3 特別な保全計画の策定	45
----------------	----

7 施設管理の実施	45
-----------	----

8 施設管理の結果の確認・評価	46
-----------------	----

9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置	46
----------------------	----

10 保全の有効性評価	46
-------------	----

11 施設管理の有効性評価	47
---------------	----

12 構成管理	47
---------	----

13 情報共有	47
---------	----

第23条 設計管理	47
-----------	----

第24条 作業管理	48
-----------	----

第25条 廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査の実施	48
----------------------------	----

第 6 章	廃棄物埋設地の保全	
第 26 条	埋設設備の排水の監視	50
第 27 条	埋設設備の修復	50
第 28 条	埋設設備の修復後の措置	50
第 29 条	周辺監視区域の地下水の監視	51
第 29 条の 2	覆土完了後の埋設施設の監視のための原位置試験等の計画	51
第 30 条	埋設保全区域	51
第 7 章	放射性廃棄物管理	
第 31 条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	53
第 32 条	放射性固体廃棄物	53
第 33 条	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	53
第 34 条	放射性液体廃棄物	54
第 35 条	放射性気体廃棄物	54
第 8 章	放射線管理	
第 1 節	放射線管理に係る基本方針	
第 36 条	放射線管理に係る基本方針	56
第 2 節	区域管理	
第 37 条	管理区域	56
第 38 条	管理区域の区域区分	57
第 39 条	管理区域内の特別措置	57
第 40 条	飲食及び喫煙の禁止	57
第 41 条	管理区域への出入管理	57
第 42 条	周辺監視区域	58
第 3 節	被ばく管理	
第 43 条	線量の評価及び通知	58
第 44 条	作業に伴う放射線管理	59
第 45 条	床、壁等の除染	59
第 4 節	線量当量等の測定	
第 46 条	線量当量等の測定	59
第 47 条	放射線測定器類の管理	60
第 5 節	物品移動の管理	
第 48 条	物品の移動	60
第 49 条	事業所において行われる運搬	60
第 50 条	事業所外への運搬	61
第 9 章	非常時等の措置	
第 1 節	火災及び自然災害等発生時の体制の整備	
第 50 条の 2	火災発生時の体制の整備	62
第 50 条の 3	自然災害等発生時の体制の整備	62
第 2 節	異常時の措置	
第 51 条	異常時の措置	63
第 3 節	非常時の措置に係る事前対策	
第 52 条	非常時対策組織	63
第 53 条	非常時要員	64

第 54 条	緊急作業従事者	64
第 55 条	非常時用器材の整備	64
第 55 条の 2	通信連絡手順の整備	64
第 55 条の 3	安全避難通路等	64
第 56 条	通報系統	65
第 4 節	非常時における初期活動	
第 57 条	通報	65
第 58 条	応急措置	65
第 5 節	非常時における活動	
第 59 条	非常時体制の発令	65
第 60 条	非常時対策活動	65
第 61 条	非常時体制の解除	65
第 6 節	原子力災害対策特別措置法に基づく措置	
第 62 条	原子力災害対策特別措置法に基づく措置	66
第 10 章	保安教育	
第 63 条	保安教育	67
第 64 条	非常時訓練	67
第 11 章	埋設施設の定期的な評価等	
第 65 条	埋設施設の定期的な評価等	68
第 12 章	記録及び報告	
第 66 条	記録	70
第 67 条	報告	70
第 13 章	覆土完了までに定める事項	
第 68 条	覆土完了までに定める事項	71
附則		72
別図		
別図 1	保安に関する組織(第 7 条関係)	73
別図 2	地下水採取孔及び地下水位測定孔の設置場所(第 29 条関係)	74
別図 3	埋設保全区域図及び周辺監視区域図(第 30 条、第 42 条関係)	74
別図 4	低レベル廃棄物管理建屋 管理区域図(第 37 条関係)	75
別表		
別表 1	施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長(第 8 条関係)	77
別表 2	1号廃棄体のうち均質・均一固化体に係る廃棄物受入基準(第 17 条、第 32 条関係)	78
別表 2 の 2	1号廃棄体のうち充填固化体及びセメント破砕物充填固化体に係る廃棄物受入基準(第 17 条、第 32 条関係)	80
別表 2 の 3	2号廃棄体に係る廃棄物受入基準(第 17 条、第 32 条関係)	82
別表 2 の 4	3号廃棄体に係る廃棄物受入基準(第 17 条、第 32 条関係)	84

別表 2 の 5 事業許可申請書に記載した最大放射能濃度(第 17 条、第 32 条関係)	85
別表 3 吊り上げ高さの制限(第 19 条関係)	86
別表 4 覆土の構成及び厚さ(第 21 条関係)	86
別表 5 排水・監視設備における排水の状況の監視頻度(第 26 条関係)	86
別表 6 排水・監視設備における排水の測定対象核種と測定頻度(第 26 条関係)	86
別表 7 地下水採取孔における地下水の測定対象核種と測定頻度(第 29 条関係)	86
別表 8 地下水の水位の観測頻度(第 29 条関係)	86
別表 9 放射性廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値(第 34 条、第 35 条関係)	87
別表 10 放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度(第 34 条、第 35 条関係)	87
別表 11 放出管理用計測器の種類等(第 34 条、第 35 条関係)	87
別表 12 身体及び身体に着用している物の表面密度(第 41 条関係)	87
別表 13 放射線業務従事者の線量の評価項目及び頻度(第 43 条関係)	87
別表 13 の 2 放射線業務従事者の線量限度(第 43 条関係)	88
別表 14 緊急作業従事者の線量限度(第 43 条関係)	88
別表 14 の 2 緊急作業従事者の線量の評価項目及び頻度(第 43 条関係)	88
別表 15 管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等の測定(第 46 条関係)	89
別表 16 放射線測定器類(第 47 条関係)	89
別表 17 物品等の移動に係る基準(第 48 条、第 49 条、第 50 条関係)	89
別表 18 緊急作業についての教育(第 54 条関係)	90
別表 18 の 2 緊急作業についての訓練(第 54 条関係)	90
別表 19 保安教育の実施方針(社員等)(第 63 条関係)	91
別表 19 の 2 保安教育の実施方針(請負事業者等)(第 63 条関係)	92
別表 20 保安活動に関する記録(第 66 条関係)	93
別紙 放射能濃度に係るスケーリングファクタ等一覧	97
添付 1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準(第 50 条の 2 及び第 50 条の 3 関連)	106

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第 51 条の 18 第 1 項の規定に基づき、濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設(以下「埋設施設」という。)に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規定は、埋設施設の保安に係る運用に関して適用する。

なお、第 4 章及び第 6 章については、覆土完了までの期間に限定して適用する。

(規定の遵守)

第 3 条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時雇員(以下「社員等」という。)は、埋設施設において廃棄物埋設の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。

2 埋設事業部長(以下「事業部長」という。)は、第 1 項以外の者(以下「請負事業者等」という。)に埋設施設において廃棄物埋設の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。

(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上)

第 4 条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第 6 条に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。

2 各職位(この規定において「各職位」とは第 7 条に示す組織の課長以上の者をいう。)は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。

(事業者対応方針等の履行)

第 5 条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、事業者対応方針、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 15 号)による改正前の法第 51 条の 18 第 5 項の規定に基づき原子力規制委員会が行った検査(以下「保安検査」という。)での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を第 6 条に定める品質マネジメントシステム計画にて実施させる。

なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をいう。

- 2 各職位は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。

第2章 品質マネジメントシステム

(品質マネジメントシステム計画)

第6条 保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。

1 目的

本品質マネジメントシステム計画は、埋設施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

2 適用範囲

本品質マネジメントシステム計画は、埋設施設の保安活動に適用する。

3 定義

本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質管理基準規則に従う。

(1) 埋設施設

法第51条の2第2項に規定する廃棄物埋設施設をいう。

(2) ニューシア

原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。

4 品質マネジメントシステム

4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項

- (1) 第7条に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。（「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことを

いう。)

- (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に埋設施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。）
 - a. 埋設施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度
 - b. 埋設施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）
 - c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）
- (3) 組織は、埋設施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。
- (4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。
 - a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。
 - b. プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。
 - c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）
 - d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。（責任及び権限の明確化を含む。）
 - e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。
 - f. プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセ

スの変更を含む。)

- g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする
ること。
 - h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合
には、原子力の安全が確保されるようにすること。（「原子力の安全とそれ
以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安
全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与
える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える
潜在的な影響を特定し解決することを含む。）
- (5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組
織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態
を目指す。
- a. 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
 - b. 風通しの良い組織文化が形成されている。
 - c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その
業務に責任を持っている。
 - d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。
 - e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対
する自己満足を戒めている。
 - f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告
された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
 - g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全
文化を改善するための基礎としている。
 - h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要
員が必要なコミュニケーションを取っている。
- (6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別
業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託す
ることとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。
- (7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

4.2 品質マネジメントシステムの文書化

4.2.1 一般

組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規
定する事項を実施する。

品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。

- a. 品質方針及び品質目標
- b. 品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」

- c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表 1 に示す文書
- d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表 2 に示す文書（手順書）、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）

4.2.2 品質マニュアル

社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。

- a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
- b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項
- c. 品質マネジメントシステムの適用範囲
- d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
- e. プロセスの相互の関係

4.2.3 文書の管理

- (1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。（「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流失等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。）
- (2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるように、次に掲げる事項を「品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則」に定める。（「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）
 - a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。
 - b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a. と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）
 - c. a. 及び b. の審査並びに b. の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。（「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。）
 - d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。
 - e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書

の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。

- f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。
- g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。
- h. 廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。

4.2.4 記録の管理

- (1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。
- (2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則」に定める。

5 経営責任者等の責任

5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ

社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。

- a. 品質方針を定めること。
- b. 品質目標が定められているようにすること。
- c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。（「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。）
- d. 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。
- e. 資源が利用できる体制を確保すること。
- f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。
- g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。
- h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。

5.2 原子力の安全の確保の重視

社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。

5.3 品質方針

社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。（「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）

- a. 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）
- b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。
- c. 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。
- d. 要員に周知され、理解されていること。
- e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。

5.4 計画

5.4.1 品質目標

- (1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。（「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。）
- (2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。（「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）

5.4.2 品質マネジメントシステムの計画

- (1) 社長は、品質マネジメントシステムが 4.1 の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。
- (2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。（「品質マネジメントシステムの変更」には、プロ

セス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。)

- a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。）
- b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持
- c. 資源の利用可能性
- d. 責任及び権限の割当て

5.5 責任、権限及びコミュニケーション

5.5.1 責任及び権限

- (1) 社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。（「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）
- (2) 社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。（「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）
- (3) 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に離隔する等により、監査室の独立性を確保する。

5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者

社長は、第8条第2項第2号、第3号、第5号及び第7号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。

- a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
- b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。
- c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。
- d. 関係法令を遵守すること。

5.5.3 管理者

- (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。（「管

理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。）

- a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
 - b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。
 - c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。
 - d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。
 - e. 関係法令を遵守すること。
- (2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。
- a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。
 - b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。
 - c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。
 - d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に埋設施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。
 - e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。
- (3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。（「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）

5.5.4 組織の内部の情報の伝達

社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。

品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションは以下のとおり。

- a. 安全・品質改革委員会
- b. 品質・保安会議
- c. 埋設施設安全委員会

5.6 マネジメントレビュー

5.6.1 一般

社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。

5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報

組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。

- a. 内部監査の結果
- b. 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）（「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。）
- c. プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム—要求事項 JIS Q 9001 (IS09001)」（以下「JIS Q9001」という。）の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）
- d. 自主検査等の結果（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。）
- e. 品質目標の達成状況
- f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）
- g. 関係法令の遵守状況
- h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）
- i. 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置
- j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更
- k. 部門又は要員からの改善のための提案
- l. 資源の妥当性
- m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）

5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置

- (1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項

について決定する。

- a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）
 - b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
 - c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
 - d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）
 - e. 関係法令の遵守に関する改善
- (2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。
- (3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。

6 資源の管理

6.1 資源の確保

組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）

- a. 要員
- b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）
- c. 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）
- d. その他必要な資源

6.2 要員の力量の確保及び教育訓練

- (1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）
- (2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。
 - a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。

- b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。（「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。）
- c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。
- d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。
 - (a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献
 - (b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献
 - (c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性
- e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。

7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施

7.1 個別業務に必要なプロセスの計画

- (1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。（「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。）
- (2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。（「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。）
- (3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。（「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）
 - a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果
 - b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項
 - c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源
 - d. 自主検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）
 - e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録
- (4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。

7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス

7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項

組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。

- a. 組織の外部の者が明示してはでないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項
- b. 関係法令
- c. a.及びb.に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項

7.2.2 個別業務等要求事項の審査

- (1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。
- (2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。
 - a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。
 - b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。
 - c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。
- (3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
- (4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。

7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等

組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。

- a. 組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法
- b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法
- c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法
- d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法

7.3 設計開発

7.3.1 設計開発計画

- (1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。（「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の

発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）

(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。

- a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度
- b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
- c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限
- d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源

(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。

(4) 組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。

7.3.2 設計開発に用いる情報

(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。

- a. 機能及び性能に係る要求事項
- b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの
- c. 関係法令
- d. その他設計開発に必要な要求事項

(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。

7.3.3 設計開発の結果に係る情報

(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。

(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。

(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。

- a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。
- b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。
- c. 合否判定基準を含むものであること。
- d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。

7.3.4 設計開発レビュー

- (1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。
 - a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。
 - b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。
- (2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。
- (3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.3.5 設計開発の検証

- (1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。（「設計開発計画に従って検証を実施する」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）
- (2) 組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
- (3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。

7.3.6 設計開発の妥当性確認

- (1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。（「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）
- (2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。
- (3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.3.7 設計開発の変更の管理

- (1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。

- (2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。
- (3) 組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が埋設施設に及ぼす影響の評価（当該埋設施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。
- (4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.4 調達

7.4.1 調達プロセス

- (1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。
- (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。（「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）
- (3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。
- (4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。
- (5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
- (6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（埋設施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。

7.4.2 調達物品等要求事項

- (1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。
 - a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項
 - b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項

- c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項
 - d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）
 - e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項
 - f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
 - g. その他調達物品等に必要な要求事項
- (2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において自主検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。
 - (3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。
 - (4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

7.4.3 調達物品等の検証

- (1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。
- (2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。

7.5 個別業務の管理

7.5.1 個別業務の管理

組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。

- a. 埋設施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。（「埋設施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。）
- b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
- c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
- d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
- e. 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。
- f. 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。

7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認

- (1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。
- (2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。
- (3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。
- (4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。
 - a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準
 - b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法
 - c. 妥当性確認の方法（「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）

7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保

- (1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。
- (2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。

7.5.4 組織の外部の者の物品

組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）

7.5.5 調達物品の管理

組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。

7.6 監視測定のための設備の管理

- (1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。
- (2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。

- (3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。
- a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。（「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）
 - b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。
 - c. 所要の調整がなされていること。
 - d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
 - e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。
- (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。
- (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。
- (6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。
- (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。

8 評価及び改善

8.1 監視測定、分析、評価及び改善

- (1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。（「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に関係する組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）
- (2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。（「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。）

8.2 監視及び測定

8.2.1 組織の外部の者の意見

- (1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。
- (2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。

8.2.2 内部監査

- (1) 監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合

性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。

（「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。）

a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項

b. 実効性のある実施及び実効性の維持

- (2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。
- (3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。
- (4) 監査室長は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。
- (5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。
- (6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。（「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）
- (7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
- (8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。

8.2.3 プロセスの監視測定

- (1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。（「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。）
- (2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。
- (3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた

結果を得ることができることを実証する。

- (4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。
- (5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。

8.2.4 機器等の検査等

- (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、自主検査等を実施する。（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。）
- (2) 組織は、自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。（「自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）
- (3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。
- (4) 組織は、個別業務計画に基づく自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。
- (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。

8.3 不適合の管理

- (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。）
- (2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。（「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。）
- (3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。
 - a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。
 - b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を

行うこと（以下「特別採用」という。）。

- c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。
 - d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。
- (4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。
- (5) 組織は、(3)a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。
- (6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。

8.4 データの分析及び評価

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。（「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）
- (2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。
- a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見
 - b. 個別業務等要求事項への適合性
 - c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）（「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）
 - d. 調達物品等の供給者の供給能力

8.5 改善

8.5.1 継続的な改善

組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。（「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を

向上させるための継続的な活動をいう。)

8.5.2 是正処置等

- (1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。
 - a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。
 - (a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化（「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）
 - (b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化
 - b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。
 - c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。
 - d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。（「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）
 - e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。
 - f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。（「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）
 - g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。
- (2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。
- (3) 組織は、「CAP システム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。（「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。）

8.5.3 未然防止処置

- (1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。（「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子

力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)

- a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。
 - b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。
 - c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。
 - d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。
 - e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。
- (2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。

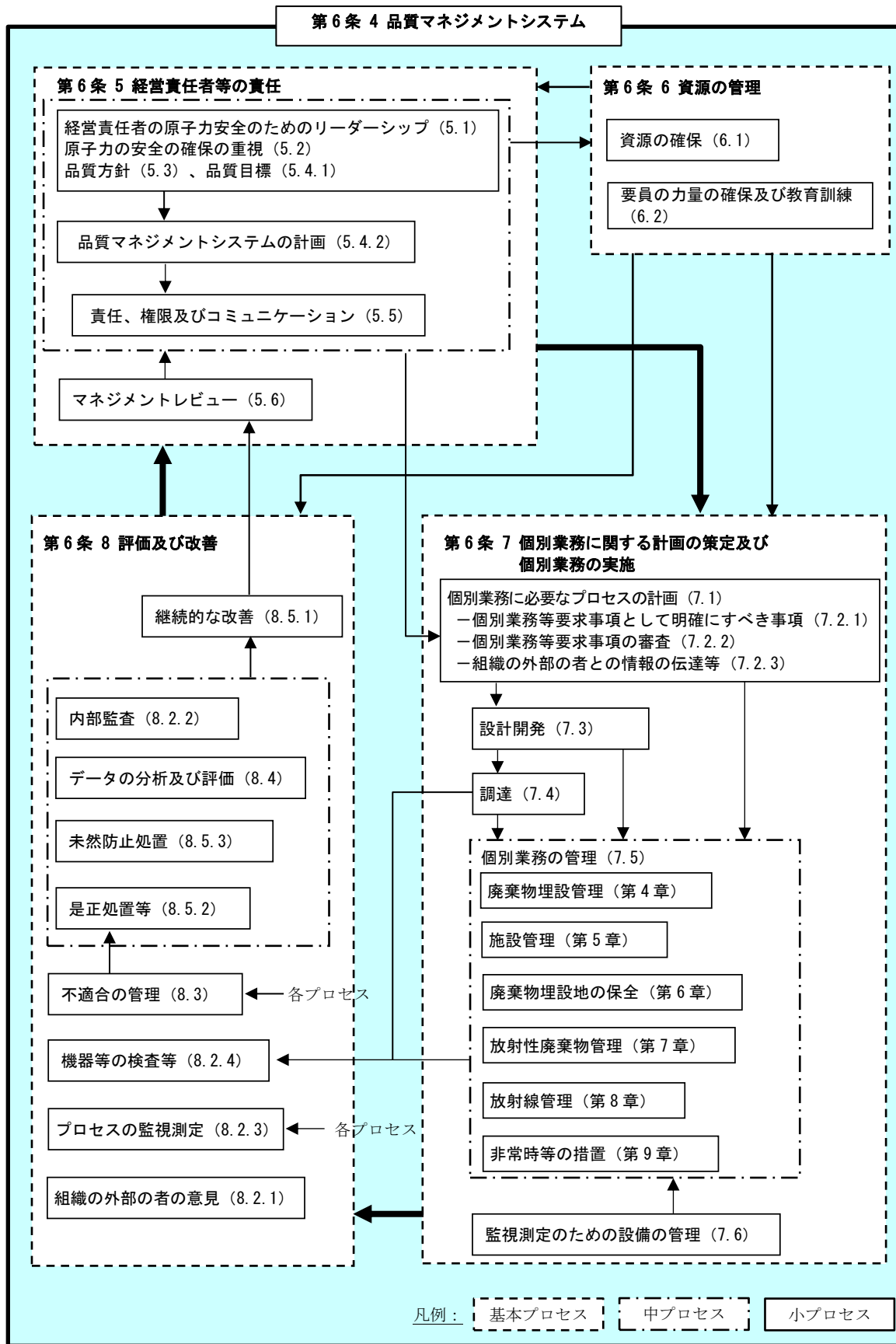


図1 プロセス関連図 (第6条 4.1 関係)

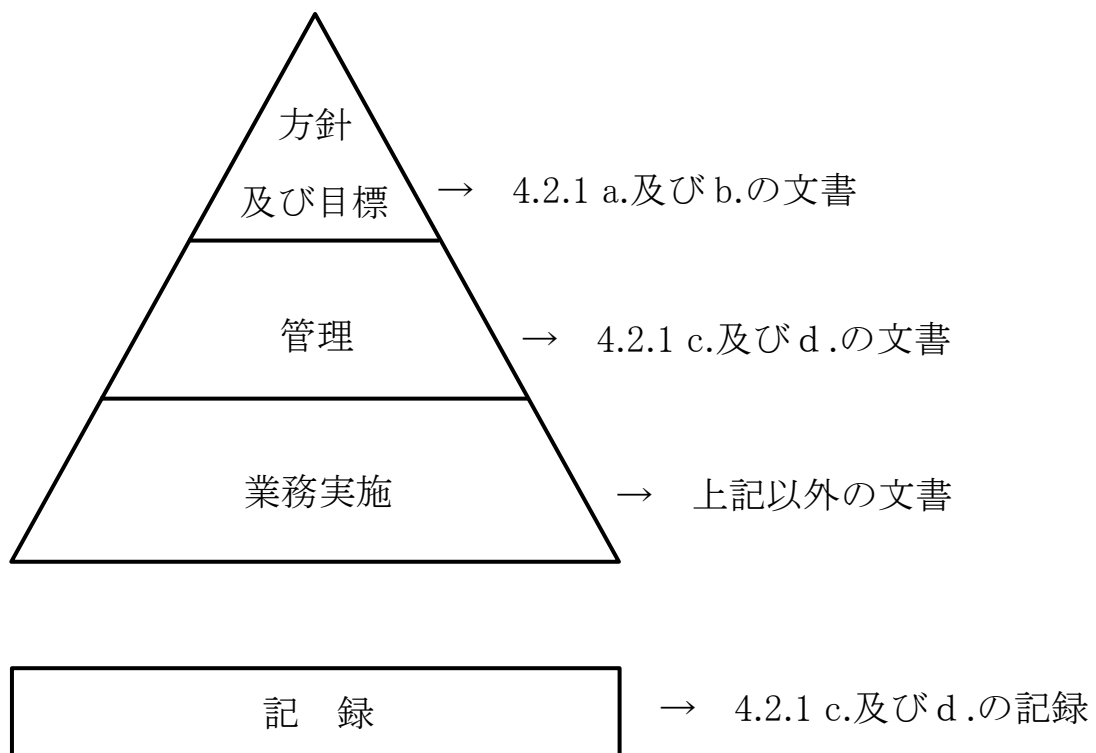


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図（第6条 4.2 関係）

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と決定した社内文書との関係(第6条4.2関係)

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	—
		調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	—
		安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	—
		埋設事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	—
4.1、8.2.3	プロセスの監視及び測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	—
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	—
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	—
5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	—
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	—
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第13条
		品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第11条
		埋設施設安全委員会運営要領	事業部長	第12条
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	—
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	—
		調達室 教育訓練要領	調達室長	—

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	—
		教育訓練要領	事業部長	第 63 条
7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	廃棄物埋施設設廃棄物取扱主任者業務実施要領	事業部長	第 10 条
		廃棄物埋施設設埋設管理要領	事業部長	第 14 条、第 16 条 第 17 条、第 19 条 第 20 条、第 30 条 第 32 条～第 35 条
		廃棄物埋設計画作成要領	事業部長	第 15 条
		廃棄体確認要領	事業部長	第 17 条
		土木管理要領	事業部長	第 19 条 第 21 条～第 24 条 第 27 条、第 28 条
		廃棄物埋施設設施設管理要領	事業部長	第 22 条～第 25 条 第 47 条
		技術情報管理要領	事業部長	第 22 条、第 65 条
		建物管理要領	事業部長	第 22 条～第 24 条
		廃棄物埋施設設放射線管理総括要領	事業部長	第 22 条、第 24 条 第 31 条～第 41 条 第 43 条～第 49 条 第 54 条、第 60 条
		設計管理要領	事業部長	第 22 条、第 23 条
		廃棄物埋施設設排水・地下水監視要領	事業部長	第 26 条、第 29 条
		濃縮・埋設事業所周辺監視区域等出入管理要領	事業部長	第 42 条
		輸送物仕立て助勢作業要領	事業部長	第 49 条
		廃棄物埋施設設異常・非常時対策要領	事業部長	第 50 条の 2～第 53 条 第 55 条～第 61 条 第 64 条、第 67 条
廃棄物埋施設設定期的な評価実施要領	事業部長	第 29 条の 2 第 65 条		
7.3	設計開発	設計管理要領	事業部長	第 23 条

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	—
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第18条、第25条
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	—
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	—

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する社内文書との関係（第6条4.2関係）

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

第3章 保安管理体制

第1節 組織

(保安に関する組織)

第7条 埋設施設の保安に関する職務を遂行する組織は、別図1に示すとおりとする。

第2節 職務

(職務)

第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。

2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。

- (1) 社長は、廃棄物埋設の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。
- (2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長が行う業務、並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。
- (3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に関する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。
- (4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。
- (5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）、品質・保安会議の運営に係る業務及び廃棄物埋設の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。
- (6) 安全・品質本部副本部長は、前号に定める安全・品質本部長の所管する業務を補佐する。
- (7) 事業部長は、埋設施設に係る保安に関する業務を統括するとともに、統括する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。
- (8) 埋設計画部長は、埋設施設の事業変更許可、この規定の変更及び廃棄物埋設計画に関する業務を行う。
- (9) 開発設計部長は、埋設施設の事業変更許可申請における設計に関する業務を行う。
- (10) 安全・品質保証部長は、品質保証課長、安全管理課長、検査課長及び放射線管理課長を指揮し、品質保証課長、安全管理課長、検査課長及び放射線管理課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務を補佐する。

ただし、第12号に定める廃棄物取扱主任者の職務の補佐を除く。

- (11) 品質保証課長は、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の記録に関する業務を行う。
- (12) 安全管理課長は、埋設施設で火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む火災発生時の体制の整備、自然災害等発生時の体制の整備、非常時等^{※1}の通信連絡手順の整備及び保安教育の総括に関する業務を行うとともに、廃棄物取扱主任者の指揮の下で第10条に定める廃棄物取扱主任者の職務を補佐する。
- ※1：この規定において、「非常時等」とは、異常に至ると想定される火災及び自然災害等の発生時、異常時並びに非常時をいう。
- (13) 検査課長は、放射性廃棄物等の確認及び廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査を行う。
- (14) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理及び放射線管理に関する業務を行う。
- (15) 低レベル放射性廃棄物埋設センター長（以下「センター長」という。）は、埋設運営部長及び埋設建設部長を指揮し、埋設運営部長及び埋設建設部長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (16) 埋設運営部長は、埋設業務課長、評価技術課長、運営課長、保全課長及び警備課長を指揮し、埋設業務課長、評価技術課長、運営課長、保全課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (17) 埋設業務課長は、廃棄体の記録確認に関する業務を行う。
- (18) 評価技術課長は、排水監視に関する調査、覆土完了後の埋設施設の監視のための原位置試験等及び埋設施設の定期的な評価等の実施計画並びに実施結果の報告に関する業務を行う。
- (19) 運営課長は、廃棄体の受入れ、確認、定置、埋設設備への充填材充填、上部ポーラスコンクリート層設置、覆い施工、埋設設備の排水の状況の監視及び埋設保全区域の設定に関する業務を行う。
- (20) 保全課長は、施設管理の取りまとめに関する業務を行う。
- (21) 警備課長は、周辺監視区域の立入制限に関する業務を行う。
- (22) 埋設建設部長は、建設課長を指揮し、建設課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (23) 建設課長は、埋設設備の構築、覆土及び周辺監視区域の地下水位の監視に関する業務を行う。
- (24) 別表1の管理担当課長は、施設の管理に関する業務を行い、保修担当課長は、施設の点検、工事等に関する業務を行う。
- (25) 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前各号に定める業務を行うほか、この規定に定める業務を行うとともに、その妥当性を適宜確認し、必要

な改善を行う。

第3節 廃棄物取扱主任者

(廃棄物取扱主任者の選任)

第9条 埋設施設における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、濃縮・埋設事業所に廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。

2 廃棄物取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状を有する者のうちから社長が選任する。

3 廃棄物取扱主任者は、第8条に定める保安に関する職務を兼務しない。

(廃棄物取扱主任者の職務等)

第10条 廃棄物取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に行う。

(1) 保安上必要な場合には、社長及び事業部長に対し意見を具申すること。

(2) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。

(3) 第15条第1項に定める廃棄物埋設計画、第24条に基づく作業管理に係る実施計画、第26条第3項に定める調査計画、第27条第2項に定める修復計画、第63条第1項に定める保安教育実施計画及び第65条第1項に定める定期的な評価の計画について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。

(4) 法に基づく報告を確認すること。

(5) 埋設施設の事業変更許可、埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認及びこの規定の変更認可に係る申請の要否を確認すること。

(6) 前号の申請について、その内容を確認すること。

(7) 第65条に定める定期的な評価等の内容が保安上妥当であることを確認すること。

(8) 第66条に示す記録を確認すること。

(9) 核燃料物質等の取扱いに係る手順書の制定及び改廃において、その内容が保安上妥当であることを確認すること。

(10) その他、保安の監督に関して必要なこと。

2 社長及び事業部長は、廃棄物取扱主任者から意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。

3 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、廃棄物取扱主任者がその保安のために行う指示に従う。

第4節 会議体

(品質・保安会議の審議事項、構成等)

第11条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。

- (1) 埋設施設の事業変更許可申請を伴う変更
 - (2) この規定の変更
 - (3) 社長が必要と認める保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。）
 - (4) 第8条に基づく廃棄物埋設の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施計画
 - (5) 第65条に基づく定期的な評価等
- 2 品質・保安会議は、安全・品質本部長を議長とし、安全・品質本部副本部長、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。
- 3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。
- (1) 会議は、安全・品質本部副本部長、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立する。
ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（廃棄物取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。
 - (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。
 - (3) 会議の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部副本部長、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。
 - (4) 議長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。
- 4 議長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。
- 5 社長は、前項の報告を尊重する。

(埋設施設安全委員会の審議事項、構成等)

第12条 埋設施設安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を埋設施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。

- (1) 埋設施設の事業変更許可申請に関する事項
- (2) この規定の変更
- (3) 表1に掲げる事業部長が制定する規定
- (4) この規定に基づく以下の計画

- イ 第 15 条に基づく廃棄物埋設計画
 - ロ 第 24 条に基づく作業管理に係る実施計画
 - ハ 第 26 条に基づく調査計画
 - ニ 第 27 条に基づく修復計画
 - ホ 第 63 条に基づく保安教育実施計画
 - ヘ 第 65 条に基づく定期的な評価等の計画
- (5) 第 65 条に基づく評価の結果
 - (6) 保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項
 - (7) その他事業部長が必要と認める事項
- 2 埋施設安全委員会は、事業部長が任命する委員長、廃棄物取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。
 - 3 埋施設安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。
 - (1) 委員会は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。

ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（廃棄物取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。
 - (2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。
 - (3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。
 - (4) 委員長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。
 - 4 委員長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を事業部長に報告する。
 - 5 事業部長は、前項の報告を尊重する。

（安全・品質改革委員会の審議事項、構成等）

- 第 13 条 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。
- 2 安全・品質改革委員会は、品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。
 - 3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。
 - 4 安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。
 - 5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。

第4章 廃棄物埋設管理

(廃棄体)

第14条 埋設する廃棄体の種類を以下に示す。

(1) 均質・均一固化体

実用発電用原子炉(沸騰水型原子炉及び加圧水型原子炉)の運転に伴い発生する放射性廃棄物及び埋設施設の操業に伴って付随的に発生する放射性廃棄物をセメント、アスファルト又は不飽和ポリエステルで均一に容器に固型化したものを指す。

(2) 充填固化体

実用発電用原子炉(沸騰水型原子炉及び加圧水型原子炉)の運転に伴い発生する固体状の放射性廃棄物及び埋設施設の操業に伴って付随的に発生する固体状の放射性廃棄物をセメント系充填材で一体となるように固型化したものを指す。

(3) セメント破砕物充填固化体

均質・均一固化体として製作したセメント固化体の破砕物の充填固化体を指す。

2 1号廃棄体、2号廃棄体及び3号廃棄体の対象となる廃棄体種類を以下に示す。

(1) 1号廃棄体

1号埋設設備に埋設する均質・均一固化体、充填固化体及びセメント破砕物充填固化体を指す。

(2) 2号廃棄体

2号埋設設備に埋設する充填固化体を指す。

(3) 3号廃棄体

3号埋設設備に埋設する充填固化体を指す。

3 埋設施設への埋設上の制限を以下に示す。

(1) 加圧水型原子炉の一次系の浄化系で使用している液体フィルタを含む廃棄体は1号及び2号埋設設備の埋設対象としない。

(2) 黒鉛減速炭酸ガス冷却炉の運転に伴い発生する放射性廃棄物を含む廃棄体は、既に2号埋設設備に埋設した廃棄体を除き、1号、2号及び3号埋設設備の埋設対象としない。

(廃棄物埋設計画)

第15条 埋設計画部長は、関係課長と協議し、年度開始前に次の各号に定める事項を記載した当該年度廃棄物埋設計画を作成し、事業部長の承認を得る。

廃棄物埋設計画を作成するに当たっては、最大受入れ能力 10,000m³/y (200L ドラム缶 50,000 本相当/y) を超えないことを遵守する。

(1) 廃棄体受入れ

- (2) 廃棄体確認
- (3) 廃棄体定置
- (4) 充填材充填
- (5) 上部ポーラスコンクリート層設置
- (6) 覆い施工
- (7) 覆土

2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。

(廃棄体の受入れ)

第 16 条 運営課長は、埋設する廃棄体を受け入れる場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 搬出元から交付された輸送容器番号の記録と受け入れた輸送容器の番号を照合すること。
- (2) 一時貯蔵天井クレーンにより取り扱うこと。
- (3) 廃棄体一時貯蔵室に一時貯蔵すること。

一時貯蔵に当たっては、輸送容器を 4 段積みで貯蔵するとともに、低レベル廃棄物管理建屋の廃棄体一時貯蔵能力約 640m³（200L ドラム缶約 3,200 本相当）を超えないこと。

2 運営課長は、廃棄体一時貯蔵室入口付近に管理上の注意事項を掲示する。

(廃棄体の確認)

第 17 条 埋設業務課長は、埋設する廃棄体が記録により、別表 2 から別表 2 の 4 に定める廃棄物受入基準（「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」（以下「埋設規則」という。）第 8 条第 2 項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）を満足していることを確認する。

2 運営課長は、埋設する廃棄体が外観確認により、別表 2 から別表 2 の 4 に定める廃棄物受入基準（埋設規則第 8 条第 2 項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）のうち外観により確認できる基準を満足していることを確認する。

3 運営課長は、埋設する廃棄体を外観確認する場合、一時貯蔵天井クレーン、廃棄体取り出し装置、コンベア、廃棄体検査装置、廃棄体一時仮置台及び払い出し天井クレーンにより取り扱うこと。

(放射性廃棄物等の確認に係る自主検査の実施)

第 18 条 安全・品質保証部長は、放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の対象となる廃棄体の定置に当たり、廃棄物受入基準（埋設規則第 8 条第 2 項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）へ適合することを確認するための自主検査を統括する。

- 2 検査課長は、検査実施責任者として次の各号を実施する。
 - (1) 検査の実施体制を構築する。
 - (2) 検査要領書^{※1}を定め、検査を実施する。
 - (3) 検査対象の廃棄体が廃棄物受入基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。
 - (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄体が廃棄物受入基準に適合することを最終判断する。
- 3 検査課長は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。
 - (1) 検査課員のうち、検査対象となる廃棄体の確認に関与していない要員
 - (2) 検査対象となる廃棄体の確認の調達における供給者の中で、当該工事に関与していない要員
 - (3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者
- 4 検査課長は、検査内容に応じて、検査課長及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、実施する。
- 5 検査課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。
 - (1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。
 - (2) 検査に係る記録の管理を行う。
 - (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。
- 6 検査課長は、検査の実施時期及び検査が第15条で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。

※1：検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。

 - イ 放射能濃度の妥当性を確認するために十分な方法
 - ロ 機能及び性能を確認するために十分な方法
 - ハ その他廃棄体が埋設施設の事業変更許可を受けたところによるものであることを確認するために十分な方法

(廃棄体の定置)

- 第19条 建設課長は、廃棄体を定置する前に、構築した埋設設備が埋設規則第6条第1項第4号及び第8号に定める技術上の基準を満足していること及び収着性（分配係数）を有する材料であることを確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。
- 2 保全課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備ごとに埋設クレーンの吊り上げ高さ検査により、別表3に定める制限を満足していること及び第1項の結果を確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。

- 3 保全課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する排水・監視設備の容器及び受け皿を設置するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。
- 4 運営課長は、廃棄体を定置する場合は、埋設規則第6条第1項第1号、第2号及び第6号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。
 - (1) 1号埋設設備1群から6群までへの定置
 - イ 1号廃棄体のうち均質・均一固化体は1号埋設設備1群から6群までの埋設設備30基に定置すること。
 - ロ 1号廃棄体を定置する場合は、1号埋設クレーンにより取り扱うこと。
 - ハ 1号埋設設備の最上段及び北側側面には表面線量当量率 2mSv/h を超える廃棄体を定置しないこと。
 - ニ 1号埋設設備1群ごとの放射エネルギーが1群から6群までの区画別放射エネルギーの1/6倍を超えないこと、かつ1号埋設設備1基ごとの放射エネルギーが1群から6群までの区画別放射エネルギーの2/30倍を超えないように定置すること。
 - ホ 1号埋設設備には、セメント以外で固型化した廃棄体が1群から5群までは埋設設備1群ごとに20%を超えないよう、かつ埋設設備1基ごとに40%を超えないよう、6群全体では40%を超えないよう定置すること。
 - ヘ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。
 - (2) 1号埋設設備7群から8群までへの定置
 - イ 1号廃棄体のうち、均質・均一固化体は1号埋設設備8群の埋設設備1基に、充填固化体は1号埋設設備7群の埋設設備5基及び1号埋設設備8群の埋設設備3基に、セメント破砕物充填固化体は1号埋設設備8群の埋設設備1基に、それぞれ定置すること。
 - ロ 1号廃棄体を定置する場合は、1号埋設クレーンにより取り扱うこと。
 - ハ 1号埋設設備の最上段及び北側側面には表面線量当量率 2mSv/h を超える廃棄体を定置しないこと。
 - ニ 充填固化体を埋設する埋設設備は、1号埋設設備1群ごとの放射エネルギーが7群から8群の区画別放射エネルギーの7群は5/8倍、8群は3/8倍を超えないこと、かつ1号埋設設備1基ごとの放射エネルギーが7群から8群の区画別放射エネルギーの2/8倍を超えないように定置すること。
 - ホ 1号埋設設備に埋設した廃棄体のうち充填固化体のセメント系充填材の充填量が、7群の埋設設備5基及び8群の埋設設備3基全てに廃棄体を定置した時に、平均的に0.1m³/本以上であること。
 - ヘ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。

と。

(3) 2号埋設設備への定置

- イ 2号廃棄体は、2号埋設設備に定置すること。
- ロ 2号廃棄体を定置する場合は、2号埋設クレーンにより取り扱うこと。
- ハ 2号埋設設備の最上段には表面線量当量率 2mSv/h を超える廃棄体を定置しないこと。
- ニ 2号埋設設備 1基ごとの放射エネルギーが総放射エネルギーの 2/16 倍を超えないこと、かつ東西方向 2号埋設設備 2群ごとの放射エネルギーが総放射エネルギーの 1/4 倍を超えないように定置すること。
- ホ 2号埋設設備に埋設した廃棄体のセメント系充填材の充填量が、全ての埋設設備に廃棄体を定置した時に、平均的に 0.1m³/本以上であること。
- ヘ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。

(4) 3号埋設設備への定置

- イ 3号廃棄体は、3号埋設設備に定置すること。
- ロ 3号廃棄体を定置する場合は、3号埋設クレーンにより取り扱うこと。
- ハ 3号埋設設備の最上段には表面線量当量率 0.3mSv/h を超える廃棄体を、外周仕切設備の近傍には表面線量当量率 2mSv/h を超える廃棄体を、それぞれ定置しないこと。
- ニ 3号埋設設備 1基ごとの放射エネルギーが総放射エネルギーの 2/8 倍を超えないこと、かつ東西方向 3号埋設設備 2基ごとの放射エネルギーが総放射エネルギーの 1/4 倍を超えないように定置すること。
- ホ 3号埋設設備に埋設した廃棄体のセメント系充填材の充填量が、全ての埋設設備に廃棄体を定置した時に、平均的に 0.1m³/本以上であること。
- ヘ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。

(充填材充填・上部ポーラスコンクリート層設置・覆い施工)

第 20 条 運営課長は、廃棄体定置後の埋設設備の区画に充填材を充填する場合は、埋設規則第 6 条第 1 項第 5 号及び第 8 号に定める技術上の基準を満足していること及び収着性（分配係数）を有する材料であることを確認するとともに、次の事項を遵守する。

- (1) 区画内に空隙が生じないように、十分な施工管理のもとにセメント系充填材により充填を行うこと。
- (2) 寒冷時は充填を行わないこと。

2 運営課長は、充填材充填の完了した区画に埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定める技

術上の基準を満足する上部ポーラスコンクリート層を設置する。

- 3 運営課長は、上部ポーラスコンクリート層を設置した区画に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する覆いを施工する。なお、覆いには収着性（分配係数）を有する材料を用いる。

（覆土）

第21条 建設課長は、覆土前の1号埋設設備及び2号埋設設備には埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する点検路を施工する。また、覆土前の3号埋設設備には埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する点検管を施工する。

- 2 建設課長は、覆土を行う場合は、埋設規則第6条第1項第7号及び第8号に定める技術上の基準を満足していること、収着性（分配係数）を有する材料であること及び低透水性（透水係数）を確保していることを確認する。また、次の事項を遵守する。

- (1) 覆土の構成及び厚さは別表4に示すとおりとし、十分な施工管理のもとに行うこと。
- (2) 寒冷時は覆土を行わないこと。

- 3 建設課長は、廃棄物埋設地の保護のために覆土が終了した地表面に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する植生及び排水施設を施工する。

第 5 章 施設管理

(施設管理計画)

第 22 条 埋設施設について事業許可（変更許可）を受けた設備に係る事項及び埋設規則第 6 条を含む要求事項への適合を維持し、埋設施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。

1 施設管理方針及び施設管理目標

(1) 社長は埋設施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状を踏まえ、施設管理方針を定める。

また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。

(2) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。

また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。

2 保全プログラムの策定

事業部長は、埋設運営部長に、1 の施設管理目標を達成するため 3 から 10 の施設管理の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定させる。

また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行わせる。

3 保全対象範囲の策定

開発設計部長及び保修担当課長は、埋設施設の中から保全を行うべき対象範囲を選定する。

4 施設管理の重要度の設定

開発設計部長及び保修担当課長は、3 の保全対象範囲について、設備の範囲と機能を明確にした上で、設備の保全活動の管理に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。

(1) 設備の保全重要度と設計及び工事に用いる重要度は、安全機能や廃棄体取扱い機能の有無を考慮して設定する。

(2) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。

5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視

(1) 埋設運営部長は、保全の有効性を監視、評価するために 4 の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルの保全活動管理指標を設定する。

(2) 埋設運営部長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。

また、10 の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを

行う。

- (3) 埋設運営部長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。

なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。

- (4) 埋設運営部長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。

6 施設管理実施計画の策定

- (1) 埋設運営部長は、3の保全対象範囲に対し開発設計部長及び保修担当課長が作成する6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。

- a. 施設管理実施計画の始期及び期間
- b. 埋設施設の設計及び工事の計画
- c. 埋設施設の巡視（埋設施設の保全のために実施するものに限る。）
- d. 埋設施設の点検等の方法、実施頻度及び時期
- e. 埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
- f. 埋設施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法
- g. 上記f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事
- h. 埋設施設の施設管理に関する記録に関する事

- (2) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び10の保全の有効性評価の結果を考慮する。

- a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験
- b. 使用環境及び設置環境
- c. 劣化、故障モード
- d. 機器の構造等の設計的知見
- e. 科学的知見

- (3) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、施設管理の実施段階での埋設施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。

6.1 点検計画の策定

- (1) 保修担当課長は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。

- (2) 保修担当課長は、設備ごとに予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。

- a. 予防保全
 - ① 時間基準保全

② 状態基準保全

b. 事後保全

(3) 保修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。

a. 時間基準保全

点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

① 点検の具体的方法

② 設備が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準

③ 実施頻度

④ 実施時期

なお、時間基準保全を選定した機器に対して、操業中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。

b. 状態基準保全

① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。

i) 状態監視データの具体的採取方法

ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準

iii) 状態監視データ採取頻度

iv) 実施時期

v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

i) 巡視点検の具体的方法

ii) 設備の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準

iii) 実施頻度

iv) 実施時期

v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法

③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。

i) 定例試験の具体的方法

ii) 設備が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準

iii) 実施頻度

iv) 実施時期

v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

c. 事後保全

事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方

法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。ただし、埋設設備について第 26 条第 5 項により修復の必要があると認められた場合は第 27 条の規定に基づき修復を行う。

6.2 設計及び工事の計画の策定

- (1) 開発設計部長及び保修担当課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※1}の要否について確認を行い、その結果を記録する。
- (2) 保修担当課長は、埋設施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。
- (3) 保修担当課長は、工事を実施する設備が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを自主検査等により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
 - a. 自主検査等の具体的方法
 - b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な自主検査等の項目、評価方法及び管理基準
 - c. 自主検査等の実施時期

※1：法令に基づく手続きとは、法第 51 条の 5（変更の許可及び届出等）に係る手続きをいう。

6.3 特別な保全計画の策定

- (1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ埋設施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。
- (2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する設備が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
 - a. 点検の具体的方法
 - b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準
 - c. 点検の実施時期

7 施設管理の実施

- (1) 開発設計部長及び保修担当課長は、6 で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。
- (2) 開発設計部長及び保修担当課長は、施設管理の実施に当たって、第 23 条による設計管理及び第 24 条による作業管理を実施するとともに、廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査は第 25 条に従う。
- (3) 保修担当課長は、埋設施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、

設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視点検を定期的に行う。

(4) 開発設計部長及び保修担当課長は、施設管理の結果について記録する。

8 施設管理の結果の確認・評価

(1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた方法で、施設管理の実施段階で採取した設備の施設管理の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※2}までに確認・評価し、記録する。

(2) 保修担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることを、所定の時期^{※2}までに確認・評価し、記録する。

※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時をいう。

9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置

(1) 開発設計部長、管理担当課長及び保修担当課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。

a. 施設管理を実施した設備が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合

b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合であって、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることが確認・評価できない場合

(2) 開発設計部長、管理担当課長及び保修担当課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。

(3) 開発設計部長、管理担当課長及び保修担当課長は、(1)及び(2)の活動を第6条に基づき実施する。

10 保全の有効性評価

保修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

(1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。

a. 保全活動管理指標の監視結果

b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績

c. トラブル等運転経験

d. 経年劣化に関する技術的な評価

e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ

f. リスク情報、科学的知見

(2) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、設備の保全方式を変更する場

合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、設備の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。

- a. 点検及び取替結果の評価
- b. 劣化トレンドによる評価
- c. 類似機器等のベンチマークによる評価
- d. 研究成果等による評価

(3) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。

11 施設管理の有効性評価

(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき埋設運営部長に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

(2) 埋設運営部長は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。

12 構成管理

開発設計部長、管理担当課長及び保修担当課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。

(1) 設計要件（第6条7.2.1に示す個別業務等要求事項のうち、「設備がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第23条で実施する設計に対する要求事項をいう。）

(2) 施設構成情報（「設備がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。）

(3) 物理的構成（実際の設備をいう。）

13 情報共有

保修担当課長は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、「技術情報管理要領」に基づき、他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者と情報共有する。

（設計管理）

第23条 開発設計部長及び保修担当課長は、埋設施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。

2 開発設計部長及び保修担当課長は、第1項において第6条7.3の適用の対象と判断した場合、第6条7.3に従って実施する。

なお、本条に基づき実施する第6条7.3の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理を考慮する。

(作業管理)

第 24 条 保修担当課長は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。

- 2 保修担当課長は、埋設施設の点検及び工事を行う場合、埋設施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。
 - (1) 他の施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止
 - (2) 供用中の埋設施設に対する悪影響の防止
 - (3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取
 - (4) 作業工程の管理
 - (5) 使用開始までの作業対象設備の管理
 - (6) 第 4 章に基づく廃棄物埋設管理
 - (7) 第 7 章に基づく放射性廃棄物管理
 - (8) 第 8 章に基づく放射線管理
- 3 保修担当課長は、過去に実施した設計を変更し、保安上重要と判断される埋設施設の工事を行う場合、次の各号に定める事項を記載した作業管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。
 - (1) 工事の目的
 - (2) 工事を行う設備等
 - (3) 工程
 - (4) 実施体制
 - (5) 工事の内容及び保安上必要な措置
- 4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。

(廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査の実施)

第 25 条 安全・品質保証部長は、廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の対象となる廃棄物埋設施設等の設置、変更の工事又は実施に当たり、埋設規則第 6 条へ適合することを確認するための自主検査を統括する。

- 2 検査課長は、検査実施責任者として、次の各号を実施する。
 - (1) 検査の実施体制を構築する。
 - (2) 検査要領書^{※1}を定め、検査を実施する。
 - (3) 検査対象の埋設施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。
 - イ 施設確認項目に適合したものであること。
 - ロ 埋設規則第 6 条の技術基準に適合するものであること。
 - (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の埋設施設が前号イ及びロの基準に適合することを最終判断する。

- 3 検査課長は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。
 - (1) 検査課員のうち、検査対象となる廃棄物埋施設等の設置、変更の工事又は実施に関与していない要員
 - (2) 検査対象となる廃棄物埋施設等の設置、変更の工事又は実施の調達における供給者の中で、当該工事に関与していない要員
 - (3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者
- 4 検査課長は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査課長及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、実施する。
- 5 検査課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。
 - (1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。
 - (2) 検査に係る記録の管理を行う。
 - (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。
- 6 検査課長は、検査の実施時期及び検査が第22条6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。

※1：検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。

 - イ 構造、強度及び透水性を確認するために十分な方法
 - ロ 機能及び性能を確認するために十分な方法
 - ハ その他廃棄物埋施設等の設置、変更の工事又は実施がその事業変更許可に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

第 6 章 廃棄物埋設地の保全

(埋設設備の排水の監視)

第 26 条 運営課長は、別表 5 に定めるところにより排水・監視設備において排水の状況を監視し、排水があった場合には、放射線管理課長及び評価技術課長に通知する。

2 放射線管理課長は、前項の排水があった場合には、別表 6 に定めるところにより排水中の放射性物質の濃度及び必要に応じて線量を測定し、その結果を評価技術課長に通知する。

3 評価技術課長は、前項の結果より、埋設された廃棄体に起因する有意な放射性物質が排水中に検出された場合又は有意な排水量の変動があった場合には、埋設設備近傍の地下水中の放射性物質濃度の監視を行う等の調査計画を定め、事業部長の承認を受けた上で、関係課長に通知する。

4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。

5 評価技術課長は、関係課長の協力を得て、前項の調査計画に基づいて調査を実施し、その結果及び埋設設備の修復の必要性の有無を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係課長に通知する。

(埋設設備の修復)

第 27 条 建設課長は、前条第 5 項により修復の必要があると認められた場合には、修復に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。

2 建設課長は、修復を行う場合は、次の各号に定める事項を記載した修復計画書を作成し、事業部長の承認を得る。

(1) 修復の目的

(2) 修復対象設備

(3) 修復工程

(4) 修復実施体制

(5) 修復の内容及び保安上必要な措置

3 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。

(埋設設備の修復後の措置)

第 28 条 建設課長は、前条の規定に基づく修復を行った場合は、当該設備が埋設規則第 6 条に定める技術上の基準に適合することを確認し、その結果を廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係課長に通知する。

- 2 建設課長は、前条第 2 項に基づき修復を行った場合は、前項の結果を事業部長に報告する。

(周辺監視区域の地下水の監視)

第 29 条 放射線管理課長は、別表 7 に定めるところにより、別図 2 に示す場所に設置する地下水採取孔において採取する地下水中の放射性物質の濃度及び必要に応じて線量を測定し、「平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)」(以下「線量告示」という。)第 8 条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えていないことを監視する。

- 2 建設課長は、別表 8 に定めるところにより、別図 2 に示す場所において地下水の水位を観測する。

(覆土完了後の埋設施設の監視のための原位置試験等の計画)

第 29 条の 2 評価技術課長は、覆土施工までに、埋設施設の状態変化の監視を目的とする類似環境下での原位置試験及び必要に応じて実施する室内試験に係る計画を策定する。

- 2 評価技術課長は、前項の計画に基づき、覆土施工時に廃棄物埋設地の近傍で埋設設備と同程度の深度に供試体を埋設する。

(埋設保全区域)

第 30 条 埋設保全区域は、別図 3 に示す区域とする。

ただし、第 21 条に基づく覆土が終了するまでの期間においては、別図 3 に示す区域内で設定又は変更することができる。

- 2 運営課長は、廃棄体が定置された廃棄物埋設地に埋設保全区域を設定し、埋設保全区域の周囲に埋設保全区域である旨を示す標識を設ける等の方法により、明らかに他の場所と区別する。
- 3 運営課長は、埋設保全区域を設定又は変更する場合は、次の事項を遵守する。
 - (1) 埋設保全区域の設定又は変更を行う場合には、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を受けること。
 - (2) 埋設保全区域の設定又は変更を行った場合には、その旨を廃棄物埋設の事業に関する業務を行う者に周知すること。
- 4 運営課長は、廃棄体が定置された廃棄物埋設地の出入口付近に、廃棄物埋設地であること及び次の事項を表示した立札等を設置し、常に見やすい状態にしておく。
 - (1) 放射性廃棄物の種類
 - (2) 埋設を開始した日及び埋設を終了した日

(3) 保安のための注意事項

- 5 運営課長は、前項の立札等に表示した事項に変更が生じた場合には、速やかに書換え、その他必要な措置を講じる。

第 7 章 放射性廃棄物管理

(放射性廃棄物管理に係る基本方針)

第 31 条 埋設施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。

(放射性固体廃棄物)

第 32 条 各課長は、発生した放射性固体廃棄物を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。

- 2 運営課長は、前項の放射性固体廃棄物をドラム缶等に封入する。
- 3 放射線管理課長は、前項のドラム缶等に放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 66 条に基づく記録と照合できる整理番号を付するほか、保管廃棄前に埋設規則第 19 条に規定されている必要な措置の実施状況を確認する。
- 4 運営課長は、前項のドラム缶等を固体廃棄物処理室に搬入する。
- 5 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室に搬入されたドラム缶等を保管廃棄する。
- 6 運営課長は、放射性液体廃棄物又は使用済樹脂等の放射性廃棄物を別表 2 から別表 2 の 4 に定める廃棄物受入基準（埋設規則第 8 条第 2 項に定める廃棄物の技術上の基準を包含する。）を満足する方法により容器に固型化し、その実施状況を確認した上で固体廃棄物処理室に保管又は廃棄物埋設地に埋設する。
- 7 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室における放射性固体廃棄物の保管廃棄場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。
- 8 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室の入口付近に管理上の注意事項を掲示する。

(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)

第 33 条 各課長は、第 38 条に定める管理区域の区域区分のうち、放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域において設置された資材等又は使用した物品を「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄又は資源として有効利用する場合は、放射線管理課長の承認を得る。

ただし、「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとするものの対象範囲は、第 37 条第 1 項に示す管理区域において設置された資材等又は使用した物品とする。

- 2 放射線管理課長は前項の承認を行うに当たっては、次の各号に定める事項を確認する。
 - (1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われたことを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染のないこと。
 - (2) 使用された物品については適切に管理された使用履歴の記録等により汚染のないこ

と。

- 3 各課長は、「放射性廃棄物でない廃棄物」として判断されたものは、「放射性廃棄物でない廃棄物」として判断していないものとの混在防止の措置を講じる。

(放射性液体廃棄物)

第 34 条 運営課長は、次の液体を廃棄しようとする場合、放射性液体廃棄物として管理する。

- (1) 埋設施設の汚染のおそれのない区域以外の管理区域から発生する液体
 - (2) 排水・監視設備から排水される液体（第 26 条第 3 項のうち有意な放射性物質が検出された場合）
- 2 運営課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水口から放出するとともに、次の事項を遵守する。
 - (1) 放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにすること。
 - (2) サンプルタンクにおける廃水中の放射性物質濃度が別表 9 に定める管理目標値を超えないように努めること。
 - 3 放射線管理課長は、別表 10 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を別表 11 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。
 - 4 放射線管理課長は、廃水中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。

(放射性気体廃棄物)

第 35 条 運営課長は、埋設施設において汚染のおそれのない区域以外の管理区域から気体を放出しようとする場合、放射性気体廃棄物として管理する。

- 2 運営課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。
 - (1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。
 - (2) 排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 9 に定める管理目標値を超えないように努めること。
- 3 放射線管理課長は、別表 10 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 11 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。

- 4 放射線管理課長は、排気中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。
- 5 放射線管理課長は、第 3 項の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できるように、低レベル廃棄物管理建屋の出入管理設備付近の表示板に表示する。

第 8 章 放射線管理

第 1 節 放射線管理に係る基本方針

(放射線管理に係る基本方針)

第 36 条 埋施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線業務従事者及び一時立入者の放射線による被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。

第 2 節 区域管理

(管理区域)

第 37 条 管理区域は、別図 4 に示す区域とする。

ただし、線量告示第 1 条に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな場所は、一時的に解除することができる。

- 2 放射線管理課長は、前項の管理区域を解除する場合は、線量告示第 1 条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認し、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得る。
- 3 放射線管理課長は、前項の解除した区域を元の状態に復帰させる場合は、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得る。
- 4 放射線管理課長は、第 15 条第 1 項に基づく作業に伴う埋設地の管理区域の設定及び解除の計画について、あらかじめ廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得る。
- 5 放射線管理課長は、前項の計画に基づき管理区域の設定を行い、また、線量告示第 1 条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認したうえで解除する。
- 6 放射線管理課長は、前項の結果を廃棄物取扱主任者及び事業部長に報告する。
- 7 放射線管理課長は、第 1 項及び第 4 項以外の場所であって線量告示第 1 条に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得て一時的な管理区域として設定する。
- 8 放射線管理課長は、前項の管理区域を解除する場合は、線量告示第 1 条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認し、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得る。
- 9 放射線管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、人の出入口及び搬出入口付近に管理区域である旨を示す標識を設ける。
- 10 放射線管理課長は、管理区域の設定又は解除の旨を廃棄物埋設の事業に関する業務を行う者に周知する。

(管理区域の区域区分)

第 38 条 放射線管理課長は、前条の管理区域を次の各号に基づき区分する。

- (1) 放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域
(以下「汚染のおそれのない区域」という。) : (第 2 種管理区域)
- (2) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域 : (第 1 種管理区域)

(管理区域内の特別措置)

第 39 条 放射線管理課長は、管理区域のうち次の各号に定める区域について、標識の掲示、柵、施錠等の方法により他の区域と区分し、人の立入りを制限する。

- (1) 外部放射線に係る線量当量率が 1 時間について 0.5mSv を超える区域
- (2) 空気中の放射性物質濃度が線量告示第 6 条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超えるか、又は床、壁その他の他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度
(以下「表面密度」という。) が線量告示第 4 条に定める表面密度限度を超える区域

(飲食及び喫煙の禁止)

第 40 条 放射線管理課長は、放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する措置を講じる。

(管理区域への出入管理)

第 41 条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 放射線業務従事者 : 業務上管理区域に立ち入る者
 - (2) 一時立入者 : 放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者
- 2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。
- (1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。
 - (2) 各課長は、作業ごとに管理区域への立入承認を行い、放射線管理課長に通知し確認を受ける。
- 3 一時立入者については、次の各号に従って、立入承認及び指定を行う。
- (1) 各課長は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線管理課長に通知する。
 - (2) 放射線管理課長は、立入承認を確認し、一時立入者の指定を行う。
- 4 放射線管理課長は、第 2 項及び第 3 項に定める指定及び立入承認を受けた者以外の者を管理区域に立ち入らせない。
- 5 放射線管理課長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないよう

な措置を講じる。

6 放射線管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。

(1) 管理区域出入管理室を経由すること。

ただし、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。

(2) 個人線量計を着用すること。

ただし、第1項第2号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。

(3) 管理区域用被服又は放射線管理課長が認めた被服を着用すること。

ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合は、この限りでない。

(4) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度を確認すること。

7 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域からの退出に当たって、退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表12に定める値を超えないような措置を講じる。

(周辺監視区域)

第42条 周辺監視区域は、別図3に示す区域とする。

2 警備課長は、前項の周辺監視区域境界に柵又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。

第3節 被ばく管理

(線量の評価及び通知)

第43条 放射線管理課長は、第41条第2項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。

2 各課長は、女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。

3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表13に基づいて評価し、別表13の2に定める線量限度を超えていないことを確認する。

ただし、請負事業者等の放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表13の2に定める線量限度を超えていないことを確認する。

なお、一時立入者については、個人線量計により外部被ばくによる線量当量を測定し、線量を評価する。

- 4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。
ただし、請負事業者等の放射線業務従事者に対しては、請負事業者等から通知させる措置を講じる。
- 5 事業部長は、第 3 項の線量限度にかかわらず、埋設施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その他の緊急やむを得ない場合においては、第 54 条第 1 項に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者（以下「緊急作業従事者」という。）を別表 14 に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。
- 6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表 14 の 2 に基づいて評価し、別表 14 に定める線量限度を超えていないことを確認する。

（作業に伴う放射線管理）

- 第 44 条 各課長は、管理区域内で作業を行う場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線管理課長の承認を得る。
- 2 放射線管理課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、放射線防護上必要がある場合は、担当課長に指導・助言を行う。

（床、壁等の除染）

- 第 45 条 各課長は、線量告示第 4 条に定める表面密度限度を超える等予期しない汚染を床、壁等に発生させ、又は発見した場合は、汚染拡大防止等の応急措置を講じるとともに、放射線管理課長に連絡する。
- 2 放射線管理課長は、前項の汚染状況を確認し、汚染を発生させた各課長、又は原因究明に時間を要する場合には設備等の管理担当課長に連絡するとともに、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の指導・助言を行う。
 - 3 前項の連絡を受けた各課長は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の措置を講じ、措置結果について放射線管理課長の確認を得る。

第 4 節 線量当量等の測定

（線量当量等の測定）

- 第 46 条 放射線管理課長は、管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等を別表 15 に定めるところにより測定する。
- 2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査

し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。

- 3 放射線管理課長は、第 1 項による管理区域における外部放射線に係る線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び表面密度の測定結果並びに第 38 条に定める管理区域の区域区分の状況を低レベル廃棄物管理建屋の出入管理設備付近の表示板に表示する。
- 4 放射線管理課長は、第 1 項による周辺監視区域境界付近における外部放射線に係る線量当量の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できるよう、低レベル廃棄物管理建屋の出入管理設備付近の表示板に表示する。

(放射線測定器類の管理)

第 47 条 放射線管理課長及び保全課長は、別表 16 に定める放射線測定器類を年 1 回点検し、その機能が正常であることを確認する。

- 2 放射線管理課長及び保全課長は、別表 16 に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。

第 5 節 物品移動の管理

(物品の移動)

第 48 条 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域から持ち出される物品について、表面密度が別表 17 に定める値を超えていないことを確認する。

(事業所において行われる運搬)

第 49 条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。ただし、管理区域内において行う運搬については次の第 1 号及び第 4 号から第 7 号は適用しない。

- (1) 埋設規則に適合する容器に封入して運搬すること。

ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が埋設規則に定める限度を超えない場合であって、埋設規則に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。

- (2) 運搬物の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。
- (3) 埋設規則に定める危険物と混載しないこと。
- (4) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。
- (5) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。
- (6) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、

保安のために必要な監督を行わせること。

- (7) 運搬物（埋設規則に定めるコンテナに収納した運搬物にあつては当該コンテナ）及び車両の適当な箇所に埋設規則に定める標識を付けること。
- 2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、運搬前に表面密度及び線量当量率が別表 17 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。
- 3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（以下「外運搬規則」という。）及び「核燃料物質等車両運搬規則」（以下「車両運搬規則」という。）に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第 1 項から第 2 項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。

（事業所外への運搬）

- 第 50 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。
- 2 各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた核燃料輸送物として運搬する。
 - 3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。
 - (1) 外運搬規則に適合する容器に封入されていること。
 - (2) 核燃料物質等の使用等に必要な書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納されていないこと。
 - (3) L 型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に外運搬規則に定める表示を有していること。
 - (4) A 型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。
 - 4 各課長は、前項の運搬において、次の事項（L 型輸送物に関しては第 3 号を除く。）について放射線管理課長の確認を受ける。
 - (1) 核燃料輸送物の表面における線量当量率が別表 17 に定める値を超えていないこと。
 - (2) 核燃料輸送物の表面密度が別表 17 に定める値を超えていないこと。
 - (3) 核燃料輸送物の表面から 1m 離れた位置における線量当量率が別表 17 に定める値を超えていないこと。

第9章 非常時等の措置

第1節 火災及び自然災害等発生時の体制の整備

(火災発生時の体制の整備)

第50条の2 安全管理課長は、火災発生時のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書（「廃棄物埋施設異常・非常時対策要領」）として作成し、事業部長の承認を得る。なお、当該文書は、添付1に示す「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。

- (1) 火災発生時における埋施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。
 - (2) 火災発生時における埋施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練を実施する。
 - (3) 火災発生時における埋施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。
- 2 各職位は、前項の文書に基づき、火災発生時における埋施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、火災発生時において埋施設の保全のための活動を行う。
- 3 安全管理課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。
- 4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。
- 5 センター長は、火災の影響により埋施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡させるとともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。

(自然災害等発生時の体制の整備)

第50条の3 安全管理課長は、自然災害等発生時における埋施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書（「廃棄物埋施設異常・非常時対策要領」）として作成し、事業部長の承認を得る。なお、当該文書は、添付1に示す「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。

- (1) 自然災害等発生時における埋施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。
- (2) 自然災害等発生時における埋施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練を実施する。
- (3) 自然災害等発生時における埋施設の保全のための活動を行うために必要な

資機材を配備する。

- 2 各職位は、前項の文書に基づき、自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、自然災害等発生時において埋設施設の保全のための活動を行う。
- 3 安全管理課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。
- 4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。
- 5 センター長は、自然災害等の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡させるとともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。
- 6 開発設計部長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、各職位は必要に応じて手順書等へ反映する。

第2節 異常時の措置

(異常時の措置)

第51条 埋設施設において異常を発見した者は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。

ただし、放射線管理に係る異常においては、放射線管理課長に対しても通報する。

- 2 前項の通報を受けた設備等の管理担当課長及び放射線管理課長は、直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに、事業部長、廃棄物取扱主任者及び関係箇所に通報する。
- 3 異常に係る設備等の管理担当課長は、関係課長と協力して異常の原因を調査し、埋設施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、安全・品質保証部長、センター長、事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告する。

第3節 非常時の措置に係る事前対策

(非常時対策組織)

第52条 事業部長は、埋設事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態（以下「非常事態」という。）が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。

- 2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長があたる。

ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。

(非常時要員)

第 53 条 事業部長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定めておく。

(緊急作業従事者)

第 54 条 事業部長は、次の各号に定める要件に該当する放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業従事者をあらかじめ定めておく。

- (1) 別表 18 に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者
- (2) 別表 18 の 2 に定める緊急作業についての訓練を受けた者
- (3) 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者

(非常時用器材の整備)

第 55 条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線測定器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。

(通信連絡手順の整備)

第 55 条の 2 安全管理課長は、非常時等に用いる通信連絡に係る操作に関する手順及び所外通信連絡に係る異状時の対応に関する手順を定める。

(安全避難通路等)

第 55 条の 3 保全課長は、低レベル廃棄物管理建屋に、非常時等に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び非常用の照明を整備する。

- 2 建設課長は、廃棄物埋設地に、非常時等に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路を整備する。また、点検路及び点検管に、非常時等に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び非常用の照明を整備する。
- 3 保全課長は、可搬型照明を埋設クレーンへ配備する。
- 4 各課長は、第 1 項及び第 2 項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。

なお、各課長は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。

(通報系統)

第 56 条 事業部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。

第 4 節 非常時における初期活動

(通報)

第 57 条 第 51 条第 1 項の通報を受けた設備等の管理担当課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに安全・品質保証部長、センター長、事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係箇所に直ちに通報する。

(応急措置)

第 58 条 前条の課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。

2 放射線管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、放射線防護上必要な措置を講じる。

第 5 節 非常時における活動

(非常時体制の発令)

第 59 条 事業部長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。

(非常時対策活動)

第 60 条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、第 56 条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。

2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。

3 第 43 条第 5 項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合にあっては、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。

(1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、埋設施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。

(2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。

(非常時体制の解除)

第 61 条 本部長は、非常事態が終了し、通常組織で対処できると判断した場合は、

非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに通報する。

第6節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置

(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)

第62条 「原子力災害対策特別措置法」に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。

第 10 章 保安教育

(保安教育)

第 63 条 安全管理課長は、毎年度、埋設施設において埋設事業の保安に関する業務を行う社員等及び請負事業者等の保安教育について、別表 19 及び別表 19 の 2 の実施方針に基づき、次の各号に定める事項を記載した保安教育実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。

- (1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容
- (2) 保安教育の実施時期
- (3) 保安教育の方法

2 事業部長は、第 1 項の計画を定めるに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。

3 各職位は、第 1 項の計画に基づき、保安教育を実施するとともに、社員等及び請負事業者等に保安教育が実施されていることを確認し、廃棄物取扱主任者に報告する。

また、運営課長は、請負事業者等に埋設施設の操作に係る作業を行わせる場合においては、当該作業を実施する操作員と同等の教育内容が実施されていることを確認する。

4 安全管理課長は、第 1 項の計画に基づき、実施した結果を事業部長に報告する。

(非常時訓練)

第 64 条 事業部長は、非常時の場合に対処するための訓練を年 1 回以上実施する。

第 11 章 埋設施設の定期的な評価等

(埋設施設の定期的な評価等)

第 65 条 評価技術課長は、10 年を超えない期間ごと、放射能の減衰に応じた埋設施設についての保安のために講ずべき措置を変更する時、又は廃止措置計画を定めようとする時に、次の各号に定める事項及びその他の最新の知見を踏まえて、核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価の計画を作成し、事業部長の承認を得る。

なお、前述の保安のために講ずべき措置を変更する時とは、埋設施設の管理段階を移行する時、周辺監視区域を廃止する時及び埋設保全区域を廃止する時をいう。

- (1) 以下を含む埋設施設に係る監視及び測定の結果
 - イ 排水・監視設備における排水の監視及び測定の結果
 - ロ 別図 2 に示す廃棄物埋設地近傍における地下水採取孔において採取する地下水の水質に係る監視及び測定の結果（覆土完了後に実施）
 - ハ 別図 2 に示す場所における地下水位の測定の結果（覆土完了前では周辺監視区域境界付近の地下水位測定孔の測定が対象であり、廃棄物埋設地及びその近傍における地下水位の測定は覆土完了後に実施）
 - (2) 廃棄物埋設地の近傍で埋設設備と同程度の深度に供試体を埋設し、状態変化を確認する類似環境下での原位置試験の結果（覆土完了後に実施）
 - (3) 必要に応じ第 2 号を補完する室内試験の結果
 - (4) 国内外の研究開発・技術開発成果等
- 2 評価技術課長は、前項の各号のうち覆土完了後に実施する事項及びその他の試験等を行うに当たっては、その具体的な測定項目や測定頻度等を含む計画を定め、事業部長の承認を得るとともに、その計画に従って試験等の管理を行う。
- 3 評価技術課長は、第 1 項の計画に基づき、評価を実施する。
- 4 評価技術課長は、前項の評価の実施においては、次の各号に定める事項を満足させるものとする。
- (1) 第 1 項の最新の知見は、埋設規則第 2 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに掲げる書類の記載事項を更新するために必要なものであること。
 - (2) 評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基づき設定され、その信頼性及び科学的合理性が示されること。
- 5 評価技術課長は、第 3 項の評価の結果及びこの結果を踏まえた埋設施設の保全のために必要な措置に関する報告書を作成し、事業部長の承認を得る。
- 6 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の報告書に示す措置を講ずるとともに、措置の結果を評価し、必要に応じ改善を行う。
- 7 評価技術課長は、前項の措置の結果について廃棄物取扱主任者の確認を受け、事

業部長に報告する。

- 8 評価技術課長は、第 1 項に基づく計画を作成する場合は、第 6 項の措置の結果及び改善事項を考慮して作成する。
- 9 事業部長は、第 1 項の承認を行うに当たっては、埋施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、第 5 項の承認を行うに当たっては、埋施設安全委員会に諮問し、品質・保安会議の審議を受け、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。

第 12 章 記録及び報告

(記録)

第 66 条 作成責任者及び保存責任者は、別表 20 に定めるところにより、保安活動に関する記録を適正に作成し、保存する。

(報告)

第 67 条 各課長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに事業部長、廃棄物取扱主任者及び事業部長があらかじめ定めた連絡責任者に報告する。

(1) 線量当量等に異常が認められた場合

(2) 非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合

(3) その他、埋設規則第 22 条の 17 に定める事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合

2 前項の報告を受けた連絡責任者は、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告する。

3 第 1 項の報告を受けた事業部長は、その旨を直ちに社長に報告する。

第 13 章 覆土完了までに定める事項

(覆土完了までに定める事項)

第 68 条 覆土完了までに、以下の事項に関しこの規定に必要な変更を行う。

- (1) 1 号及び 2 号埋設設備に施工する点検路並びに 3 号埋設設備に施工する点検管の解体及び埋戻し
- (2) 排水・監視設備における監視を廃棄物埋設地近傍の地下水の監視に変更
- (3) 廃棄物埋設地及び廃棄物埋設地近傍に設置する地下水採取孔及び地下水位測定孔の埋戻し
- (4) 埋設施設の監視のための原位置試験等の実施
- (5) 廃棄物埋設地近傍の地下水に係る水質の分析装置の設置

附 則（令和 2 年 9 月 16 日 原規規発第 2009166 号）

1. この規定は、原子力規制委員会の認可後、社長が指定する日より施行する。
2. この規定第 19 条ないし第 21 条で埋設規則第 6 条を適用する場合には、2019 年 12 月 5 日以後最初に行われる法第 51 条の 5 第 1 項の規定による変更の許可処分がある日までの間は、2019 年 12 月 5 日施行の埋設規則第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 4 日 原規規発第 2103047 号）

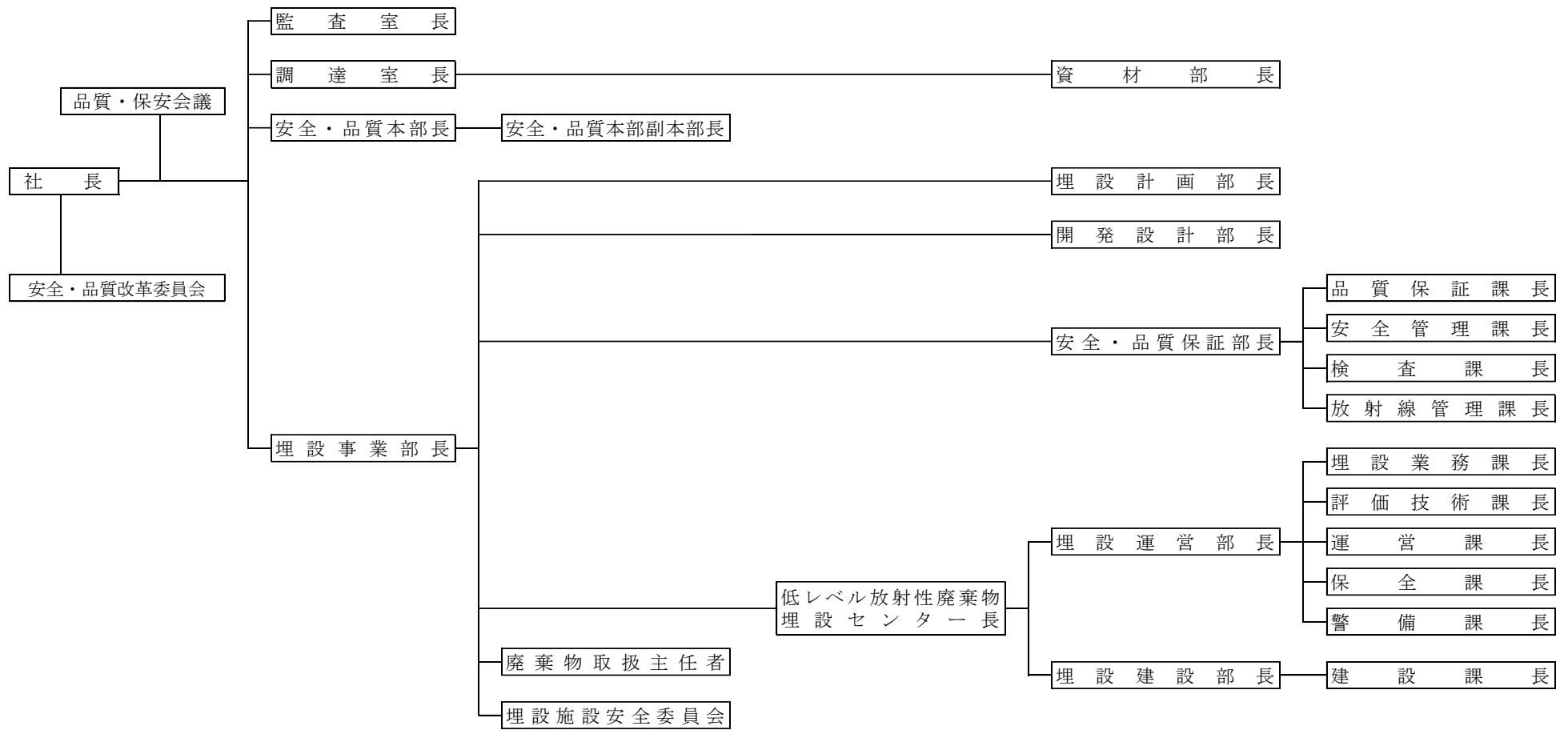
1. この規定は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 7 日 原規規発第 2109072 号）

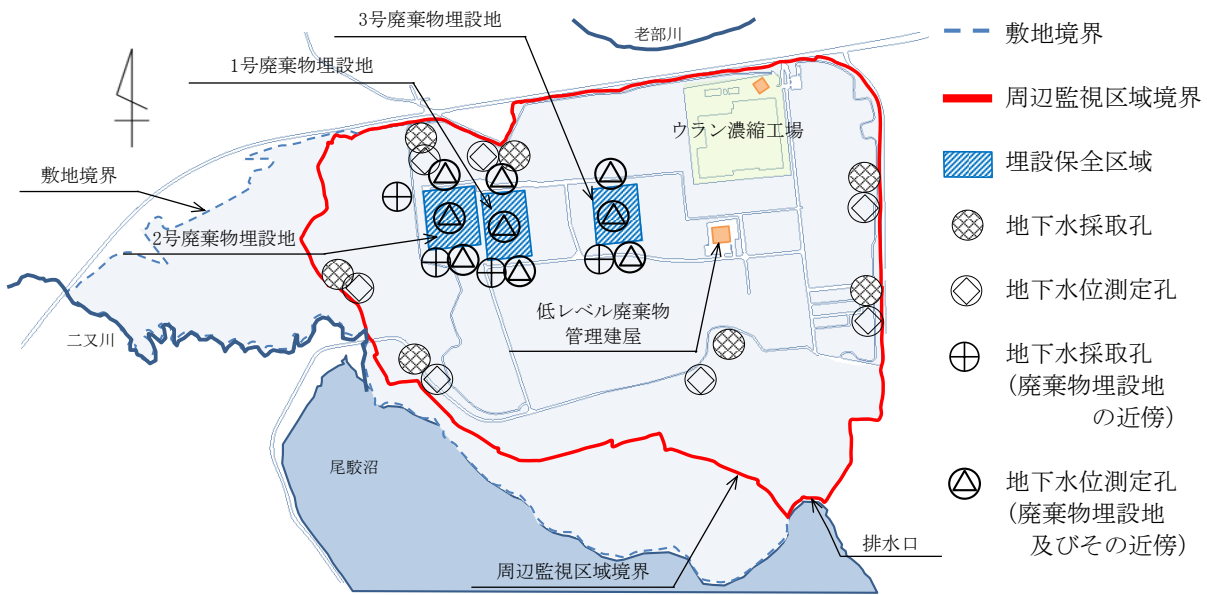
1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。

附 則（令和 年 月 日 原規規発第 号）

1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 30 日以内に施行する。
2. 本規定施行の際、第 6 条（品質マネジメントシステム計画）5.5.2（品質マネジメントシステム管理責任者）、第 8 条（職務）第 2 項第 5 号の安全・品質本部長に係る規定、同条同項第 6 号の安全・品質本部副本部長に係る規定、第 11 条（品質・保安会議の審議事項、構成等）及び別図 1（保安に関する組織（第 7 条関係））のうち安全・品質本部副本部長に係る規定については、品質・保安会議に係る事項の変更が可能となった日以降、社長が指定する日より適用し、それまでの間は従前の例による。

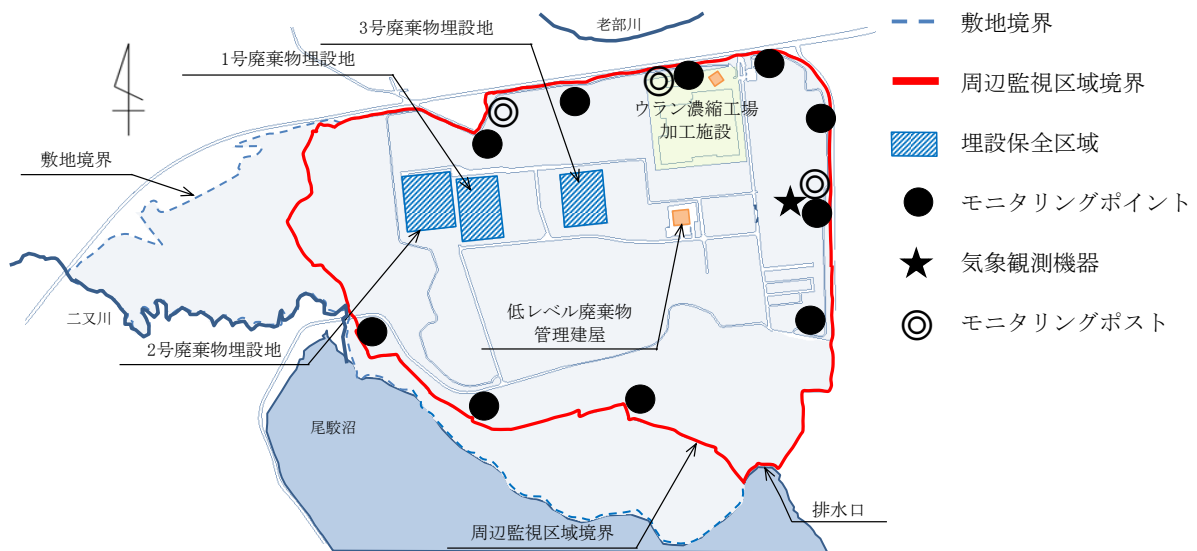


別図1 保安に関する組織（第7条関係）

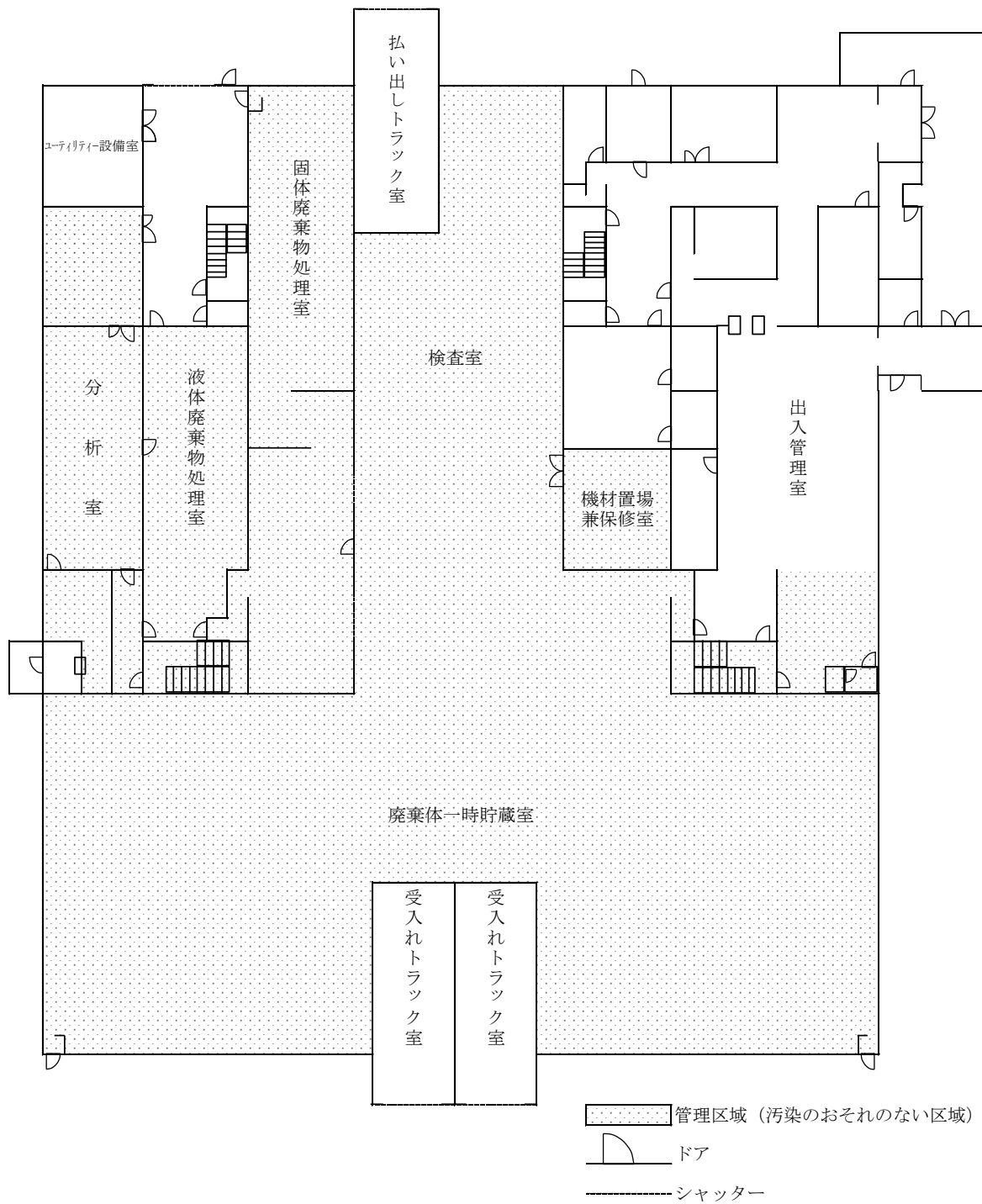


ただし、所定の地下水採取孔における監視及び所定の地下水位測定孔における観測が不可能な場合は、それぞれ当該場所近傍における別の場所により代替させる。

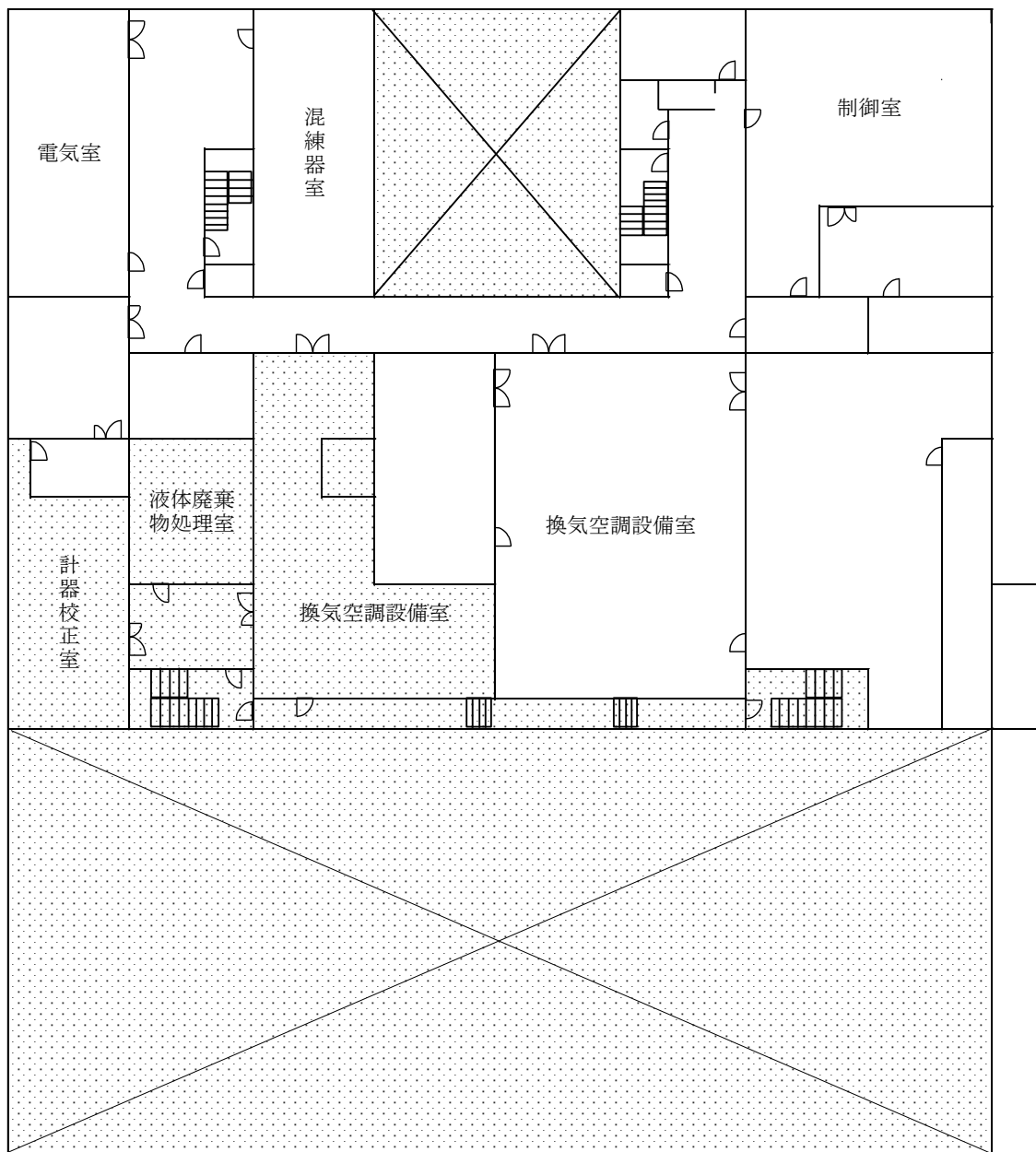
別図2 地下水採取孔及び地下水位測定孔の設置場所 (第29条関係)



別図3 埋設保全区域図及び周辺監視区域図 (第30条、第42条関係)



別図4 低レベル廃棄物管理建屋 管理区域図(1/2) (第37条関係)



管理区域 (汚染のおそれのない区域)

ドア

別図4 低レベル廃棄物管理建屋 管理区域図(2/2) (第37条関係)

別表1 施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長（第8条関係）

		設備等	管理担当課長	保修担当課長	
廃棄物埋設施設	廃棄物埋設地	埋設設備	運営課長	建設課長	
		覆土	建設課長		
		排水・監視設備	運営課長	保全課長 建設課長	
	廃棄物埋設地の附属施設	低レベル廃棄物管理建屋	低レベル廃棄物管理建屋	運営課長	保全課長
			換気空調設備	運営課長	保全課長
		放射性廃棄物の受入施設	廃棄体取扱い設備	運営課長	保全課長
			廃棄体検査設備		
		放射線管理施設	除染設備	運営課長	保全課長
			放射線監視・測定設備 (排気用モニタ、エリアモニタ)		
			放射線監視・測定設備 (ダストサンプラ、放射線サーベイ機器)	放射線管理課長	放射線管理課長
			個人管理用測定設備		
			試料分析関係設備		
			出入管理設備		
			放射線管理設備*1		
			表示設備		
		その他の設備*1			
		監視測定設備 (放射線管理施設と兼用するものを除く)	表示設備	放射線管理課長	放射線管理課長
			地下水採取孔		建設課長 評価技術課長
	地下水位測定孔		建設課長	建設課長 評価技術課長	
廃棄施設	液体廃棄物処理設備	運営課長	保全課長		
	固体廃棄物処理設備				
	排気口				
	排水口				
通信連絡設備*1	運営課長 放射線管理課長 保全課長	保全課長			
廃棄物埋設地の安全避難通路	建設課長	建設課長			
低レベル廃棄物管理建屋の安全避難通路	運営課長	保全課長			

*1：一部をウラン濃縮工場と共用する。

別表 2 1号廃棄体のうち均質・均一固化体に係る廃棄物受入基準（第17条、第32条関係）

確認項目	受入基準
1. 固型化の方法	放射線障害防止のため、廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さ（7m）からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に固型化してあること。
(1) 固型化材料	次のいずれかであること。 イ JIS R 5210（1992）若しくは JIS R 5211（1992）に定めるセメント又はこれらと同等以上の安定性及び圧縮強さを有するセメント ロ JIS K 2207（1990）に定める石油アスファルトで針入度が100以下のもの又はこれと同等以上の品質を有するアスファルト ハ スチレンに溶解した不飽和ポリエステル（以下「不飽和ポリエステル樹脂」）
(2) 容器	埋設の終了までの間に受けるおそれのある荷重（500kgの廃棄体を8段積みで定置する際の荷重）に耐える強度を有するよう、JIS Z 1600（1993）に定める金属製容器又はこれと同等以上の強度及び密封性を有するものであること。
(3) 一軸圧縮強度	セメントを用いて放射性廃棄物を固型化する場合は、固型化された放射性廃棄物の一軸圧縮強度が1,470kPa以上であること。
(4) 配合比	アスファルト又は不飽和ポリエステル樹脂を用いて放射性廃棄物を固型化する場合は、廃棄体中の固型化材料の重量が廃棄体の重量から容器の重量を差し引いた重量のそれぞれ50%以上又は30%以上となるようにすること。
(5) 硬さ値	不飽和ポリエステル樹脂を用いて放射性廃棄物を固型化する場合は、固型化された放射性廃棄物の JIS K 7215 に定める方法により測定した硬さ値が25以上であること。
(6) セメント系充填材の収着性（分配係数）	セメントを用いて放射性廃棄物を固型化する場合は、固型化材料が「1. 固型化の方法（1）固型化材料 イ」に示すセメントのうち、次のいずれかであること。 イ 普通ポルトランドセメント又はこれと同等の化学組成を有するセメント ロ 高炉セメント B種又はこれと同等の化学組成を有するセメント ハ 高炉セメント C種又はこれと同等の化学組成を有するセメント
(7) 練り混ぜ・混合	固型化に当たっては、試験等により固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料と放射性廃棄物を均質に練り混ぜ、又はあらかじめ均質に練り混ぜた固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料と放射性廃棄物を均一に混合できることが確認された固型化設備及び運転条件によって固型化してあること。
(8) 有害な空隙	容器内に有害な空隙*が残らないようにすること。 ※上部空隙が体積で30%（固型化した廃棄物の上面から容器の蓋の下面までの長さが約25cm）を超えないこと

確認項目	受入基準
2. 最大放射能濃度	次のいずれかの方法により、受入れ時の放射能濃度が別表2の5に示す1号廃棄体の最大放射能濃度を超えないことが確認されたものであること。 (1) スケーリングファクタ法 (2) 平均放射能濃度法 (3) 非破壊外部測定法 (4) 理論計算法 (5) 原廃棄物分析法 スケーリングファクタ等については別紙のとおりとする。
3. 表面密度限度	表面の放射性物質の密度が次の値を超えないこと。 (1) アルファ線を放出する放射性物質：0.4Bq/cm ² (2) アルファ線を放出しない放射性物質：4Bq/cm ²
4. 健全性を損なうおそれのある物質	廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないよう、以下の物質を含まないものであること。 (1) 爆発性の物質又は水と接触したときに爆発的に反応する物質 (2) 揮発性の物質 (3) 自然発火性の物質 (4) 廃棄体を著しく腐食させる物質 (5) 多量にガスを発生させる物質
5. 耐埋設荷重	「1. 固型化の方法 (2) 容器」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第6号への適合性が確認されたものであること。
6. 落下により飛散又は漏えいする放射性物質の量	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第7号への適合性が確認されたものであること。
7. 放射性廃棄物を示す標識、整理番号の表示	放射性廃棄物を示す標識及び当該廃棄体に関して廃棄物埋設確認申請書（廃棄体用）に記載された事項と照合できる整理番号が、容易に消えにくい塗料又は剥がれにくいステッカーで表示されてあること。
8. 固型化後の経過期間	受入れ時までに固型化後6ヶ月以上経過していること。（本施設の操業に伴って付随的に発生した廃棄体はこの限りでない。）
9. 表面線量当量率	10mSv/hを超えないこと。
10. 廃棄体重量	500kg/本を超えないこと。
11. 著しい破損	以下の著しい破損がないこと。 (1) 廃棄体から廃棄物が漏えい又は露出している。 (2) 廃棄体の表面の劣化が認められる。 (3) 廃棄体の運搬上支障がある容器の変形*がある。 ※廃棄体取扱い設備での取扱いができない変形

別表 2 の 2 1 号廃棄体のうち充填固化体及びセメント破砕物充填固化体に係る廃棄物受入基準（第 17 条、第 32 条関係）

確認項目	受入基準
1. 固型化の方法	放射線障害防止のため、廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さ（7m）からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に固型化してあること。
(1) 固型化材料	JIS R 5210（1992）若しくは JIS R 5211（1992）に定めるセメント又はこれらと同等以上の安定性及び圧縮強さを有するセメントであること。
(2) 容器	埋設の終了までの間に受けるおそれのある荷重（500kgの廃棄体を8段積みで定置する際の荷重）に耐える強度を有するよう、JIS Z 1600（1993）に定める金属製容器又はこれと同等以上の強度及び密封性を有するものであること。
(3) セメント系充填材の収着性（分配係数）	固型化材料が「1. 固型化の方法（1）固型化材料」に示すセメントのうち、次のいずれかであること。 イ 普通ポルトランドセメント又はこれと同等の化学組成を有するセメント ロ 高炉セメント B 種又はこれと同等の化学組成を有するセメント
(4) 固型化方法	試験等により均質に練り混ぜられることが確認された固型化設備及び運転条件によってあらかじめ固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料が練り混ぜられてあること及び試験等により容器内の放射性廃棄物と一体となるように充填できることが確認された方法によって固型化されてあること。 また、ゴム片等（強度分類が不明な固体状廃棄物を含む。）を収納する廃棄体は、廃棄物と容器との隙間を30mm以上確保してあること。
(5) 有害な空隙	容器内に有害な空隙*が残らないようにすること。 ※上部空隙が体積で10%（充填面から容器の蓋の下面までの長さが約8cm）を超えないこと
2. 最大放射能濃度	次のいずれかの方法により、受入れ時の放射能濃度が別表2の5に示す1号廃棄体の最大放射能濃度を超えないことが確認されたものであること。 (1) スケーリングファクタ法 (2) 平均放射能濃度法 (3) 非破壊外部測定法 (4) 理論計算法 (5) 原廃棄物分析法 スケーリングファクタ等については別紙のとおりとする。
3. 表面密度限度	表面の放射性物質の密度が次の値を超えないこと。 (1) アルファ線を放出する放射性物質：0.4Bq/cm ² (2) アルファ線を放出しない放射性物質：4Bq/cm ²
4. 健全性を損なうおそれのある物質	廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないよう、以下の物質を含まないものであること。 (1) 爆発性の物質又は水と接触したときに爆発的に反応する物質 (2) 揮発性の物質 (3) 自然発火性の物質 (4) 廃棄体を著しく腐食させる物質 (5) 多量にガスを発生させる物質 (6) その他これまでの知見を踏まえた有害物質

確認項目	受入基準
5. 耐埋設荷重	「1. 固型化の方法 (2) 容器」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第6号への適合性が確認されたものであること。
6. 落下により飛散又は漏えいする放射性物質の量	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第7号への適合性が確認されたものであること。
7. 放射性廃棄物を示す標識、整理番号の表示	放射性廃棄物を示す標識及び当該廃棄体に関して廃棄物埋設確認申請書（廃棄体用）に記載された事項と照合できる整理番号が、容易に消えにくい塗料又は剥がれにくいステッカーで表示されてあること。
8. 廃棄物発生後の経過期間	受入れ時までに発生後6ヶ月以上経過していること。（本施設の操業に伴って付随的に発生した廃棄体はこの限りでない。）
9. 表面線量当量率	10mSv/hを超えないこと。
10. 廃棄体重量	500kg/本を超えないこと。
11. 著しい破損	<p>以下の著しい破損がないこと。</p> <p>(1) 廃棄体から固型化材料等が露出している。</p> <p>(2) 廃棄体の表面の劣化が認められる。</p> <p>(3) 廃棄体の運搬上支障がある容器の変形※がある。</p> <p>※廃棄体取扱い設備での取扱いができない変形</p>

別表 2 の 3 2号廃棄体に係る廃棄物受入基準（第 17 条、第 32 条関係）

確認項目	受入基準
1. 固型化の方法	放射線障害防止のため、埋設の終了までの間に受けるおそれのある荷重（1,000kg の廃棄体を 9 段積みで定置する際の荷重）に耐える強度を有するよう及び廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さ（8m）からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に固型化してあること。
(1) 固型化材料	JIS R 5210（1992）若しくは JIS R 5211（1992）に定めるセメント又はこれらと同等以上の安定性及び圧縮強さを有するセメントであること。
(2) 容器	JIS Z 1600（1993）に定める金属製容器又はこれと同等以上の強度及び密封性を有するものであること。
(3) セメント系充填材の収着性(分配係数)	固型化材料が「1. 固型化の方法（1）固型化材料」に示すセメントのうち、次のいずれかであること。 イ 普通ポルトランドセメント又はこれと同等の化学組成を有するセメント ロ 高炉セメント B 種又はこれと同等の化学組成を有するセメント
(4) 固型化方法	試験等により均質に練り混ぜられることが確認された固型化設備及び運転条件によってあらかじめ固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料が練り混ぜられてあること及び試験等により容器内の放射性廃棄物と一体となるように充填できることが確認された方法によって固型化されてあること。 また、ゴム片等（強度分類が不明な固体状廃棄物を含む。）を収納する廃棄体は、廃棄物と容器との隙間を 30mm 以上確保してあること。
(5) 有害な空隙	容器内に有害な空隙*が残らないようにすること。 ※上部空隙が体積で 10%（充填面から容器の蓋の下面までの長さが約 8cm）を超えないこと
2. 最大放射能濃度	次のいずれかの方法により、受入れ時の放射能濃度が別表 2 の 5 に示す 2 号廃棄体の最大放射能濃度を超えないことが確認されたものであること。 (1) スケーリングファクタ法 (2) 平均放射能濃度法 (3) 非破壊外部測定法 (4) 理論計算法 (5) 原廃棄物分析法 スケーリングファクタ等については別紙のとおりとする。
3. 表面密度限度	表面の放射性物質の密度が次の値を超えないこと。 (1) アルファ線を放出する放射性物質：0.4Bq/cm ² (2) アルファ線を放出しない放射性物質：4Bq/cm ²
4. 健全性を損なうおそれのある物質	廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないよう、以下の物質を含まないものであること。 (1) 爆発性の物質又は水と接触したときに爆発的に反応する物質 (2) 揮発性の物質 (3) 自然発火性の物質 (4) 廃棄体を著しく腐食させる物質 (5) 多量にガスを発生させる物質 (6) その他これまでの知見を踏まえた有害物質

確認項目	受入基準
5. 耐埋設荷重	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第6号への適合性が確認されたものであること。
6. 落下により飛散又は漏えいする放射性物質の量	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第7号への適合性が確認されたものであること。
7. 放射性廃棄物を示す標識、整理番号の表示	放射性廃棄物を示す標識及び当該廃棄体に関して廃棄物埋設確認申請書（廃棄体用）に記載された事項と照合できる整理番号が、容易に消えにくい塗料又は剥がれにくいステッカーで表示されてあること。
8. 廃棄物発生後の経過期間	受入れ時までに発生後6ヶ月以上経過していること。（本施設の操業に伴って付随的に発生した廃棄体はこの限りでない。）
9. 表面線量当量率	10mSv/hを超えないこと。
10. 廃棄体重量	1,000kg/本を超えないこと。
11. 著しい破損	以下の著しい破損がないこと。 (1) 廃棄体から固型化材料等が露出している。 (2) 廃棄体の表面の劣化が認められる。 (3) 廃棄体の運搬上支障がある容器の変形※がある。 ※廃棄体取扱い設備での取扱いができない変形

別表2の4 3号廃棄体に係る廃棄物受入基準（第17条、第32条関係）

確認項目	受入基準
1. 固型化の方法	放射線障害防止のため、埋設の終了までの間に受けるおそれのある荷重（1,000kgの廃棄体を10段積みで定置する際の荷重）に耐える強度を有するよう及び廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さ（8m）からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に固型化してあること。
(1) 固型化材料	JIS R 5210（1992）若しくはJIS R 5211（1992）に定めるセメント又はこれらと同等以上の安定性及び圧縮強さを有するセメントであること。
(2) 容器	JIS Z 1600（1993）に定める金属製容器又はこれと同等以上の強度及び密封性を有するものであること。
(3) セメント系充填材の収着性（分配係数）	固型化材料が「1. 固型化の方法（1）固型化材料」に示すセメントのうち、次のいずれかであること。 イ 普通ポルトランドセメント又はこれと同等の化学組成を有するセメント ロ 高炉セメントB種又はこれと同等の化学組成を有するセメント
(4) 固型化方法	試験等により均質に練り混ぜられることが確認された固型化設備及び運転条件によってあらかじめ固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料が練り混ぜられてあること及び試験等により容器内の放射性廃棄物と一体となるように充填できることが確認された方法によって固型化されてあること。 また、ゴム片等（強度分類が不明な固体状廃棄物を含む。）を収納する廃棄体は、廃棄物と容器との隙間を30mm以上確保してあること。
(5) 有害な空隙	容器内に有害な空隙*が残らないようにすること。 ※上部空隙が体積で10%（充填面から容器の蓋の下面までの長さが約8cm）を超えないこと
2. 最大放射能濃度	次のいずれかの方法により、受入れ時の放射能濃度が別表2の5に示す3号廃棄体の最大放射能濃度を超えないことが確認されたものであること。 (1) スケーリングファクタ法 (2) 平均放射能濃度法 (3) 非破壊外部測定法 (4) 理論計算法 (5) 原廃棄物分析法 スケーリングファクタ等については別紙のとおりとする。
3. 表面密度限度	表面の放射性物質の密度が次の値を超えないこと。 (1) アルファ線を放出する放射性物質：0.4Bq/cm ² (2) アルファ線を放出しない放射性物質：4Bq/cm ²
4. 健全性を損なうおそれのある物質	廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないよう、以下の物質を含まないものであること。 (1) 爆発性の物質又は水と接触したときに爆発的に反応する物質 (2) 揮発性の物質 (3) 自然発火性の物質 (4) 廃棄体を著しく腐食させる物質 (5) 多量にガスを発生させる物質 (6) その他これまでの知見を踏まえた有害物質

確認項目	受入基準
5. 耐埋設荷重	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第6号への適合性が確認されたものであること。
6. 落下により飛散又は漏えいする放射性物質の量	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第7号への適合性が確認されたものであること。
7. 放射性廃棄物を示す標識、整理番号の表示	放射性廃棄物を示す標識及び当該廃棄体に関して廃棄物埋設確認申請書（廃棄体用）に記載された事項と照合できる整理番号が、容易に消えにくい塗料又は剥がれにくいステッカーで表示されてあること。
8. 廃棄物発生後の経過期間	受入れ時までに発生後6ヶ月以上経過していること。（本施設の操業に伴って付随的に発生した廃棄体はこの限りでない。）
9. 表面線量当量率	10mSv/hを超えないこと。
10. 廃棄体重量	1,000kg/本を超えないこと。
11. 著しい破損	以下の著しい破損がないこと。 (1) 廃棄体から固型化材料等が露出している。 (2) 廃棄体の表面の劣化が認められる。 (3) 廃棄体の運搬上支障がある容器の変形※がある。 ※廃棄体取扱い設備での取扱いができない変形

別表2の5 事業許可申請書に記載した最大放射能濃度（第17条、第32条関係）

核種名	1号廃棄体 [Bq/t]	2号廃棄体 [Bq/t]	3号廃棄体 [Bq/t]
トリチウム	3.0×10^{11}	1.2×10^{12}	1.2×10^{12}
炭素14	8.5×10^9	3.3×10^{10}	3.3×10^{10}
塩素36	9.2×10^7	-	-
コバルト60	2.7×10^{12}	1.1×10^{13}	1.1×10^{13}
ニッケル59	8.8×10^9	8.8×10^9	8.8×10^9
ニッケル63	1.1×10^{12}	1.1×10^{12}	1.1×10^{12}
ストロンチウム90	1.6×10^{10}	6.6×10^{10}	6.6×10^{10}
ニオブ94	8.5×10^7	3.3×10^8	3.3×10^8
テクネチウム99	1.8×10^7	7.4×10^7	7.4×10^7
ヨウ素129	2.7×10^5	1.1×10^6	1.1×10^6
セシウム137	1.0×10^{11}	4.0×10^{11}	4.0×10^{11}
アルファ線を放出する放射性物質	5.5×10^8	5.5×10^8	5.5×10^8

別表3 吊り上げ高さの制限（第19条関係）

	1号埋設クレーン	2号埋設クレーン	3号埋設クレーン
吊り上げ高さの制限	廃棄体下端から底版部ポースコンクリート層の上面まで：7m未満	廃棄体下端から底版部ポースコンクリート層の上面まで：8m未満	廃棄体下端から底版部ポースコンクリート層の上面まで：8m未満

別表4 覆土の構成及び厚さ（第21条関係）

	1号	2号	3号
上部覆土厚さ	難透水性覆土及び下部覆土とあわせて埋設設備上面から6m以上	難透水性覆土及び下部覆土とあわせて埋設設備上面から11m以上	難透水性覆土及び下部覆土とあわせて埋設設備上面から15m以上
下部覆土厚さ	難透水性覆土の外周部から2m以上及び埋設設備間において幅2.5m以下となる狭隘部（以下「埋設設備狭隘部」という。）	難透水性覆土の外周部から2m以上及び埋設設備狭隘部	難透水性覆土の外周部から2m以上及び埋設設備狭隘部
難透水性覆土厚さ	埋設設備の底面及び埋設設備狭隘部を除く外周部において2m以上	埋設設備の底面及び埋設設備狭隘部を除く外周部において2m以上	埋設設備の底面及び埋設設備狭隘部を除く外周部において2m以上

別表5 排水・監視設備における排水の状況の監視頻度（第26条関係）

監視頻度	1回/週
------	------

ただし、この監視は廃棄体を定置した埋設設備から実施する。

別表6 排水・監視設備における排水の測定対象核種と測定頻度（第26条関係）

測定核種	測定頻度
トリチウム コバルト60 セシウム137	1回/3月

ただし、測定に必要な所定量の排水がない場合はこの限りでない。

別表7 地下水採取孔における地下水の測定対象核種と測定頻度（第29条関係）

測定核種	測定頻度
トリチウム コバルト60 セシウム137	1回/月

ただし、この測定は廃棄物埋設地の近傍の地下水採取孔においては覆土完了後に実施する。

別表8 地下水の水位の観測頻度（第29条関係）

観測頻度	1回/月
------	------

ただし、この観測は廃棄物埋設地及びその近傍の地下水位測定孔においては覆土完了後に実施する。

別表 9 放射性廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値（第 34 条、第 35 条関係）

項目	核種	管理目標値 (3ヶ月平均濃度)
サンプルタンクにおける廃水中の放射性物質濃度	トリチウム	6×10^0 Bq/cm ³
	コバルト 60	1×10^{-2} Bq/cm ³
	セシウム 137	7×10^{-3} Bq/cm ³
排気口における排気中の放射性物質濃度	トリチウム	5×10^{-4} Bq/cm ³
	コバルト 60	3×10^{-7} Bq/cm ³
	セシウム 137	1×10^{-6} Bq/cm ³

別表 10 放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度（第 34 条、第 35 条関係）

測定項目	測定核種	測定頻度
サンプルタンクにおける廃水中の放射性物質濃度	トリチウム コバルト 60 セシウム 137	放出の都度
排気口における排気中の放射性物質濃度	トリチウム コバルト 60 セシウム 137	1回/週

別表 11 放出管理用計測器の種類等（第 34 条、第 35 条関係）

区分	種類	設置場所
放射性液体廃棄物放出管理用	放射能測定装置	低レベル廃棄物管理建屋
放射性気体廃棄物放出管理用	排気用モニタ 放射能測定装置*	低レベル廃棄物管理建屋

*：放射性液体廃棄物放出管理用と共用。

別表 12 身体及び身体に着用している物の表面密度（第 41 条関係）

区分	表面密度
アルファ線を放出する放射性物質	0.4 Bq/cm ²
アルファ線を放出しない放射性物質	4 Bq/cm ²

別表 13 放射線業務従事者の線量の評価項目及び頻度（第 43 条関係）

項目	評価頻度
実効線量 ^{*1} ・外部被ばくによる実効線量 ・内部被ばくによる実効線量 ^{*2}	1回/3月 ^{*3} （本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については、出産までの間1回/月 ^{*4} ）
等価線量 ^{*1}	その他、放射線管理課長が必要と認めた都度

*1：線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

*2：ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入った放射線業務従事者を除く。

*3：4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間

*4：毎月1日を始期とする1月間

別表 13 の 2 放射線業務従事者の線量限度（第 43 条関係）

実効線量限度	等価線量限度		
	眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子の腹部表面
1. 100mSv/5年* ¹ 2. 50mSv/年* ² 3. 女子* ³ ：上記 1. 及び 2. に定めるほか、5mSv/3月* ⁴ 4. 妊娠中である女子：上記 1. 及び 2. に定めるほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて 1mSv	1. 100mSv/5年* ¹ 2. 50mSv/年* ²	500mSv/年* ²	本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき 2mSv

*1：平成 13 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した各期間

*2：4 月 1 日を始期とする 1 年間

*3：妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各課長に書面で申し出た者並びに表中 4. に該当するものを除く。

*4：4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間

別表 14 緊急作業従事者の線量限度*¹（第 43 条関係）

実効線量限度	等価線量限度	
	眼の水晶体	皮膚
1. 100mSv 2. 250mSv* ²	300mSv	1Sv

*1：緊急作業に従事する期間中の線量限度

*2：第 1 項の実効線量限度にかかわらず、線量告示第 7 条第 2 項に定める事象が発生した場合の線量限度

別表 14 の 2 緊急作業従事者の線量の評価項目及び頻度*¹（第 43 条関係）

項目	評価頻度
実効線量* ² ・外部被ばくによる線量 ・内部被ばくによる線量	1 回/月* ³
等価線量* ²	

*1：緊急作業に従事する期間中の評価頻度

*2：線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

*3：毎月 1 日を始期とする 1 月間

別表 15 管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等の測定
(第 46 条関係)

測定場所	測定項目	測定頻度	測定担当課長
管理区域：汚染のおそれのない区域以外の区域	・外部放射線に係る線量当量* ¹ ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1 回/週	放射線管理課長
管理区域：汚染のおそれのない区域	・外部放射線に係る線量当量* ¹	1 回/週	
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量* ¹ ・空間放射線量率 ・降雨量	1 回/週 必要の都度 連続* ²	
周辺監視区域外	・湖沼水中の放射性物質の濃度 (尾駁沼)	1 回/3 月* ³	

*1：線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

*2：点検等による機器の停止時を除く。

*3：3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日及び 12 月 1 日を始期とする各 3 月間

別表 16 放射線測定器類 (第 47 条関係)

測定器名	数量	点検責任者
・線量当量率サーベイメータ γ線用サーベイメータ ・汚染サーベイメータ β線用サーベイメータ ・ダストサンプラ ・放射能測定装置 ・積算線量計* ¹ ・個人線量計 (警報付電子線量計) ・モニタリングポスト* ¹ ・気象観測機器* ¹ 雨雪量計	6 台 4 台 2 台 4 台 1 式 1 式 3 式 1 式	放射線管理課長
・排気用モニタ ・エリアモニタ	1 台 5 台	保全課長

*1：ウラン濃縮工場と共用する。

別表 17 物品等の移動に係る基準 (第 48 条、第 49 条、第 50 条関係)

項目	基準値
表面密度	アルファ線を放出する放射性物質 0.4Bq/cm ² アルファ線を放出しない放射性物質 4Bq/cm ²
表面における線量当量率	2mSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は、10mSv/h 以下であって、当該承認を受けた特別措置の値
表面から 1m における線量当量率	100 μSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は、当該承認を受けた特別措置の値

別表 18 緊急作業についての教育（第 54 条関係）

教育項目	時間
緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	180 分以上
電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	60 分以上

別表 18 の 2 緊急作業についての訓練（第 54 条関係）

訓練項目	時間
緊急作業の方法	180 分以上
緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*1	180 分以上

*1：兼用できる訓練

- ・第 64 条に基づく訓練のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練

別表 19 保安教育の実施方針（社員等）（第 63 条関係）

対象者の区分 保安教育項目	操作員	保全課員 建設課員	管理区域内 作業を行う者	その他の者	再教育 の頻度
関係法令及び保安 規定の遵守に関する こと (120 分以上)	原子炉等規制法、その関係法令及び廃棄物埋設施設保安規定（事業許可申請書等に関することを含む）全般、解説及び運用等				1 回/年
	廃棄物埋設施設保安規定の改正内容（改正教育）				改正の都度
廃棄物埋設施設の 構造、性能及び操作 に関すること (右記内容全体で 120 分以上)	廃棄物埋設施設に係る設備の構造、機能、性能、取扱い等に係る基礎知識、異常時の応急措置に関すること（異常事象内容と対応体制等）				1 回/3 年
	巡視及び点検に関すること		対象外		1 回/3 年
	運転、操作上の留意 事項に関すること	対象外			1 回/3 年
	異常時の応急措置に 関すること（運転監 視・操作手順等）	対象外			1 回/3 年
放射線管理に関する こと（240 分以上、 ただし、実務 知識については 60 分以上）	放射線の性質、生体への影響、線量当量率等の監視方法、管理区域の立ち入り及び退去の手順、放射線測定及び放射線防護、管理区域内での遵守事項、保護具の使用方法に係る基礎知識、異常時の応急措置に関すること			対象外	—
	放射線防護及び放射線管理に係る実務知識			対象外	1 回/年
核燃料物質及び核 燃料物質によって 汚染された物の取 扱いに関すること (右記内容全体で 60 分以上)	廃棄物の種類及び性 状等に関すること		対象外		1 回/3 年
	廃棄物の運搬、貯蔵、 廃棄の作業に関する こと、異常時の 応急措置に関する こと		対象外		1 回/3 年
	廃棄物埋設施設における核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に係る基礎知識、異常時の応急措置に係る事項			対象外	—
	廃棄物埋設施設における核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄を行うために必要な実務知識			対象外	1 回/年
非常の場合に講ず べき処置に関する こと (各 60 分以上)	非常時対策活動を円滑に実施するための知識及び技能 (他の教育項目に含まれる事項を除く)（非常時要員）				1 回/年
	非常時対策活動に係る一般知識、異常時の通報・連絡、応急措置等 (非常時要員以外の者)				1 回/3 年

1. 新規配属等に伴う教育を実施する場合は、入所時教育として対象者の区分に応じ必要となる保安教育項目を実施する。
2. 「廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること」及び「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること」の教育時間の配分については業務内容に応じて実施する。
3. 非常時要員については、「関係法令及び保安規定の遵守に関すること」及び「非常の場合に講ずべき処置に関すること」を実施する。
4. この規定の改正内容に係る教育（改正教育）については、埋設事業の保安に関する業務を開始するに当たり、あらかじめ実施することとし、教育の時間及び対象者については、改正内容による。

別表 19 の 2 保安教育の実施方針（請負事業者等）（第 63 条関係）

対象者の区分 保安教育項目	操作に係る作業を行う請負事業者等	土木作業関係の請負事業者等	管理区域内作業を行う請負事業者等	その他の請負事業者等	再教育の頻度
関係法令及び保安規定の遵守に関すること (120 分以上)	原子炉等規制法、その関係法令及び廃棄物埋設施設保安規定（事業許可申請書等に関することを含む）全般、解説及び運用等				1 回/年
	廃棄物埋設施設保安規定の改正内容（改正教育）				改正の都度
廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること (右記内容全体で 120 分以上)	廃棄物埋設施設に係る設備の構造、機能、性能、取扱い等に係る基礎知識、異常時の応急措置に関すること（異常事象内容と対応体制等）	対象外			1 回/3 年
	運転、操作上の留意事項に関すること*1	対象外			1 回/3 年
	異常時の応急措置に関すること（運転監視・操作手順等）	対象外			1 回/3 年
放射線管理に関すること (240 分以上、ただし、実務知識については 60 分以上)	放射線の性質、生体への影響、線量当量率等の監視方法、管理区域の立ち入り及び退去の手順、放射線測定及び放射線防護、管理区域内での遵守事項、保護具の使用方法に係る基礎知識、異常時の応急措置に関すること*2			対象外	1 回/3 年
	放射線防護及び放射線管理に係る実務知識*2			対象外	1 回/年
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること (右記内容全体で 60 分以上)	廃棄物の種類及び性状等に関すること	対象外			1 回/3 年
	廃棄物の運搬、貯蔵、廃棄の作業に関すること、異常時の応急措置に関すること	対象外			1 回/3 年
	廃棄物埋設施設における核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に係る基礎知識、異常時の応急措置に係る事項*2	対象外			1 回/3 年
	廃棄物埋設施設における核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄を行うために必要な実務知識*2	対象外			1 回/3 年
非常の場合に講ずべき処置に関すること（60 分以上）	非常時対策活動に係る一般知識、異常時の通報・連絡、応急措置等				1 回/3 年

1. 新規入所等に伴う教育を実施する場合は、入所時教育として対象者の区分に応じ必要となる保安教育項目を実施する。
2. 「廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること」及び「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること」の教育時間の配分については業務内容に応じて実施する。
3. *1 を付した教育以外の教育を請負事業者等に自ら実施させる場合は、あらかじめ保安教育を受けた請負事業者等の教育責任者に教育を実施させる。
4. 土木作業関係の請負事業者等のうち、管理区域内作業を行わない者は、*2 を付した教育を実施する必要はない。
5. この規定の改正内容に係る教育（改正教育）については、埋設事業の保安に関する業務を開始するに当たり、あらかじめ実施することとし、教育の時間及び対象者については、改正内容による。

別表 20 保安活動に関する記録（第 66 条関係）

1. 埋設規則第 13 条に基づく記録

	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間
(1) 第二種廃棄物埋設に関する記録	イ 法第 51 条の 6 第 1 項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果	確認の都度	検査課長	検査課長	法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間
	ロ 法第 51 条の 6 第 2 項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果		検査課長	検査課長	
	ハ 廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物の種類、数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、その埋設の日及び埋設を行った場所	埋設の都度	運営課長	運営課長	
(2) 放射線管理記録*1	イ 放射性廃棄物の排気口及び排水口における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度	放射線管理課長	放射線管理課長	10 年間
	ロ 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回			
	ハ 周辺監視区域における外部放射線に係る 1 月間（すべての廃棄物埋設地を土砂等で覆うまでの間においては 1 週間）の線量当量及び地下水中の放射性物質の濃度	毎月 1 回（1 週間の線量当量にあつては毎週 1 回）	放射線管理課長	放射線管理課長	線量当量にあつては 10 年間、地下水中の放射性物質の濃度にあつては、法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間
	ニ 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあつては毎年度 1 回、3 月間の線量にあつては 3 月ごとに 1 回、1 月間の線量にあつては 1 月ごとに 1 回	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間

	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間
(2) 放射線管理記録*1	ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る)	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間
	ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度			
	ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴	その者が当該業務に就く時			
	チ 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	運搬を行った課長	運搬を行った課長	1年間
	リ 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	放射線管理課長	放射線管理課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
	ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合にはその方法	封入又は固型化の都度			
ル 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	防止及び除去の都度	防止及び除去を行った課長	防止及び除去を行った課長	1年間	
(3) 警報装置から発せられた警報の内容	放射線監視・測定設備(排気用モニタ、エリアモニタ)のレベルに関する警報	その都度	運営課長	運営課長	1年間

	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間
(4) 廃棄物埋設施設の施設管理に係る記録	イ 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を行った各職位の者	施設管理を行った各職位の者	施設管理を実施した廃棄物埋設施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間（廃棄物埋設地に係る場合にあつては、法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間）
	ロ 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	埋設運営部長	埋設運営部長	評価を実施した廃棄物埋設施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
(5) 廃棄物埋設施設の事故記録	イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	事故記録を作成した課長	事故記録を作成した課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
	ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置				
	ハ 事故の原因				
	ニ 事故後の処置				
(6) 降雨記録	イ 降雨量	連続して	放射線管理課長	放射線管理課長	1年間
	ロ 1月間についての積算降雨量	毎月1回			法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間

	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間
(7) 地下水の水位	地下水の水位	毎月1回	建設課長	建設課長	
(8) 法第51条の18第1項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める廃棄物埋設地及びその周辺状況(前2号に掲げるものを除く)	埋設設備の排水の監視記録	監視の都度	運営課長及び放射線管理課長	運営課長及び放射線管理課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
(9) 保安教育の記録	イ 保安教育の実施計画 ロ 保安教育の実施日時及び項目 ハ 保安教育を受けた者の氏名	その都度 教育を実施したとき	教育訓練を計画又は実施した各職位の者	教育訓練を計画又は実施した各職位の者	3年間
(10) 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く)		当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位の者	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位の者	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間
(11) 埋設規則第19条の2の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果	イ 定期的な評価の結果 ロ 定期的な評価の結果に基づく措置の結果	評価の都度 措置の都度	評価技術課長 措置を実施した各職位の者	評価技術課長 措置を実施した各職位の者	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間

*1: 線量等の記録については、線量告示第3条によるものとする。

*2: 保存責任者に変更があった場合は、新たな保存責任者が過去の記録についても所定の期間保存すること。

別紙 放射能濃度に係るスケーリングファクタ等一覧

1号廃棄体のうち均質・均一固化体、セメント破砕物充填固化体の放射能濃度に係る
スケーリングファクタ等一覧

1号廃棄体のうち均質・均一固化体、セメント破砕物充填固化体の放射能濃度に係るスケーリングファクタ及び平均放射能濃度を別表1～7に示す。

別表1 スケーリングファクター一覧表

[key 核種 : Co-60]

難測定核種	BWR		PWR			
	従来材料プラント	低 Co 材料プラント	高脱塩塔捕捉率プラント		低脱塩塔捕捉率プラント	
			従来プラント	低 Co プラント	従来プラント	低 Co プラント
C-14	—		¹⁾ 4.7×10^{-1}	¹⁾ 2.5×10^0	1.3×10^{-1}	1.3×10^{-1}
Ni-59	²⁾ $\text{Ni-59}/\text{Ni-63} = 8 \times 10^{-3}$					
Ni-63	6.2×10^{-2}	³⁾ 2.3×10^{-1}	9.5×10^{-1}			
Nb-94	1.5×10^{-5}	1.7×10^{-4}	2.7×10^{-4}			

- 1) : 当該スケーリングファクタの適用開始時期及び適用開始以前のスケーリングファクタは、別表2に示す。
 2) : ORIGEN-2 計算値。
 3) : 浜岡原子力発電所において平成8年度及び平成9年度に発生したプラスチック固化体については、Ni-63をそれぞれ 3.7×10^0 、 1.9×10^0 とする。

[key 核種 : Cs-137]

難測定核種	BWR			PWR
	福島第一1/2号	福島第一3/4号、敦賀1号	Cs-137 低レベルプラント	
Sr-90	⁴⁾ 7.2×10^{-2}	⁴⁾ ⁵⁾ 6.5×10^{-3}	⁴⁾ 3.5×10^{-1}	2.5×10^{-2}
I-129	5.7×10^{-7}			2.5×10^{-8}
全 α	⁴⁾ 8.2×10^{-3}	⁴⁾ ⁵⁾ 3.5×10^{-4}	⁴⁾ 2.9×10^{-2}	⁶⁾ 3.7×10^{-3}

- 4) : 福島第一原子力発電所の濃縮廃液ペレット固化体（濃縮廃液ペレット固化体とグラニューールを混合した固化体のペレット側放射能濃度評価を含む。）については、Sr-90に対し 1.1×10^{-1} を、全αに対し 1.2×10^{-2} とする。
 5) : 敦賀1号において平成2年度以降に発生した廃棄体については、全αを 8.7×10^{-3} とする。また、平成16年度以降に発生した廃棄体については、Sr-90を 2.6×10^{-1} とする。
 6) : 敦賀2号において平成18年度以降に発生した廃棄体については、全αを 7.5×10^{-2} とする。

グループ分類

グループ名	発電所名
従来材料プラント	福島第一、浜岡1/2号、島根（セメント固化体）、東海第二、敦賀1号
低 Co 材料プラント	女川、福島第二、島根（プラスチック固化体）、浜岡（平成11年度以降に発生したプラスチック固化体）
高脱塩塔捕捉率プラント（従来プラント）	泊1/2号、伊方3号、敦賀2号
高脱塩塔捕捉率プラント（低 Co プラント）	美浜1～3号、高浜1/2号、伊方1/2号、玄海1/2号、川内1/2号
低脱塩塔捕捉率プラント（従来プラント）	高浜3/4号、大飯3/4号、玄海3/4号
低脱塩塔捕捉率プラント（低 Co プラント）	大飯1/2号
Cs-137 低レベルプラント	女川、福島第一5/6号、福島第二、浜岡、島根、東海第二

別表2 PWRの高脱塩塔捕捉率プラントにおけるC-14に対するスケーリングファクタの適用時期

		セメント固化体		アスファルト固化体		
		濃縮廃液		濃縮廃液		
スケーリングファクタ		1.3×10^{-1}	4.7×10^{-1}	1.3×10^{-1}	4.7×10^{-1}	2.5×10^0
従来プラント	泊1/2号	—		～H9年度	H10年度～	
	伊方3号	～H10年度	H11年度～	—		
	敦賀2号	*		～H7年度	H8年度～	
低Coプラント	美浜1～3号	—		～H16年度	H17～H21年度	H22年度～
	高浜1/2号	—		～H8年度	H9～H16年度	H17年度～
	伊方1/2号	—		～H12年度	H13～H22年度	H23年度～
	玄海1/2号	—		～H12年度		H13年度～
	川内1/2号	*		～H2年度	H3～H19年度	H20年度～

*： 該当廃棄体は発生しているが、適用時期は未設定であるため、受入れ対象外。

—： 該当廃棄体未発生。

別表 3

H-3 の平均放射能濃度一覧表

[単位：Bq/t]

		セメント 固化体					アスファルト 固化体	プラスチック 固化体	
		濃縮 廃液	使用済 樹脂	スラッジ	濃縮 廃液 ペレット	ペレット 固化体 [重曹等添加]	濃縮 廃液	濃縮 廃液	使用済 樹脂
B W R	女川 1号	8.9×10^6	3.3×10^7	—	—	—	—	—	—
	福島第一 1/2号	1.1×10^7	—	—	¹⁾ 4.4×10^6	—	—	—	—
	福島第一 3/4号	1.1×10^7	—	—		—	—	—	—
	福島第一 5/6号	2.1×10^7	—	—		—	—	—	—
	福島第二 1/2号	6.3×10^6	—	—	—	—	—	*	—
	浜岡 1/2号	7.8×10^6	—	1.6×10^7	—	—	—	5.6×10^5	2.4×10^6
	浜岡 1~3号	—	—	—	—	—	—	5.6×10^5	—
	島根 1/2号	2.2×10^7	3.8×10^7	2.4×10^7	—	—	—	7.1×10^5	3.6×10^6
	東海 第二	2.7×10^7	—	—	4.3×10^6	8.3×10^6	—	—	—
	敦賀 1号	1.4×10^8	—	—	—	—	9.6×10^6	—	—
P W R	泊 1号	—	—	—	—	—	8.3×10^7	—	—
	泊 1/2号	—	—	—	—	—	9.2×10^7	—	—
	美浜 1~3号	6.9×10^8	—	—	—	—	8.6×10^7	—	—
	高浜 1~4号	1.1×10^8	—	—	—	—	8.6×10^7	—	—
	大飯 1/2号	2.6×10^8	—	—	—	—	7.8×10^7	—	—
	伊方 1/2号	2.7×10^8	—	—	—	—	1.7×10^7	—	—
	伊方 3号	2.4×10^8	—	—	—	—	—	—	—
	玄海 1/2号	1.4×10^8	—	—	—	—	1.2×10^8	—	—
	玄海 3/4号	2.5×10^8	—	—	—	—	—	—	—
	川内 1/2号	*	—	—	—	—	2.1×10^7	—	—
	敦賀 2号	*	—	—	—	—	4.6×10^7	—	—

*：該当廃棄体は発生しているが、平均放射能濃度は未設定であるため、受入れ対象外。

—：該当廃棄体未発生。

1)：濃縮廃液ペレットの平均放射能濃度に安全裕度 1.2 を乗じた値。廃棄体の放射能濃度に換算するには [ペレット投入量] / [廃棄体重量] を乗じること。

別表 4

C-14の平均放射能濃度一覧表

[単位：Bq/t]

		セメント 固化体					アスファルト 固化体	プラスチック 固化体	
		濃縮 廃液	使用済 樹脂	スラッジ	濃縮 廃液 ペレット	ペレット 固化体 [重曹等添加]	濃縮 廃液	濃縮 廃液	使用済 樹脂
B W R	女川 1号	3.8×10^4	4.8×10^7	—	—	—	—	—	—
	福島第一 1/2号	1.5×10^7	—	—	¹⁾ 5.4×10^8	—	—	—	—
	福島第一 3/4号	2.1×10^7	—	—	—	—	—	—	—
	福島第一 5/6号	3.2×10^7	—	—	—	—	—	—	—
	福島第二 1/2号	4.7×10^6	—	—	—	—	—	*	—
	浜岡 1/2号	1.2×10^6	—	2.3×10^5	—	—	—	8.2×10^6	1.5×10^8
	浜岡 1~3号	—	—	—	—	—	—	8.2×10^6	—
	島根 1/2号	1.8×10^5	4.8×10^7	9.4×10^4	—	—	—	1.8×10^6	3.0×10^7
	東海 第二	7.4×10^6	—	—	2.6×10^7	4.9×10^7	—	—	—
	敦賀 1号	4.1×10^5	—	—	—	—	2.4×10^6	—	—

*： 該当廃棄体は発生しているが、平均放射能濃度は未設定であるため、受入れ対象外。

—： 該当廃棄体未発生。

1)： 濃縮廃液ペレットの平均放射能濃度に安全裕度 1.2 を乗じた値。廃棄体の放射能濃度に換算するには [ペレット投入量] / [廃棄体重量] を乗じること。

別表 5

C1-36の平均放射能濃度一覧表

[単位：Bq/t]

		セメント固化体				アスファルト 固化体	プラスチック 固化体			
		濃縮 廃液	使用済 樹脂	スラッジ	濃縮廃液 ペレット	ペレット 固化体 [重曹等添加]	濃縮 廃液	濃縮 廃液	使用済 樹脂	
B W R	女川 1号	1.4×10 ⁴	1) 2.9×10 ⁴ 2) 2.8×10 ⁴ 3) 2.2×10 ⁴	—	—	—	—	—	—	
	福島第一 1/2号	1.4×10 ⁴	—	—	4) 6.1×10 ⁴ 5) 8.5×10 ⁴	—	—	—	—	
	福島第一 3/4号		—	—		—	—	—	—	
	福島第一 5/6号		—	—		—	—	—	—	
	福島第二 1/2号	1.4×10 ⁴	—	—	—	—	—	*	—	
	浜岡 1/2号	1.4×10 ⁴	—	1.4×10 ⁴	—	—	—	*	5.8×10 ⁵	
	浜岡 1~3号		—	—	—	—	—	*	—	
	島根 1/2号	1.8×10 ⁴	1) 3.5×10 ⁴ 6) 1.4×10 ⁴ 7) 1.9×10 ⁴	1.0×10 ⁴	—	—	—	—	1.2×10 ⁵	8.0×10 ⁴
	東海 第二	1.4×10 ⁴	—	—	1.1×10 ⁵	1.1×10 ⁵	—	—	—	—
敦賀 1号	1.4×10 ⁴	—	—	—	—	2.2×10 ⁵	—	—	—	
P W R	泊 1号	—	—	—	—	—	*	—	—	
	泊 1/2号	—	—	—	—	—	1.3×10 ⁴	—	—	
	美浜 1~3号	9.1×10 ²	—	—	—	—	8) 1.1× 10 ⁴ 9) 5.9×10 ⁵	—	—	
	高浜 1~4号	9.1×10 ²	—	—	—	—	8) 2.0×10 ⁴ 9) 1.1×10 ⁶	—	—	
	大飯 1/2号	9.1×10 ²	—	—	—	—	8) 1.3×10 ⁴ 9) 6.7×10 ⁵	—	—	
	伊方 1/2号	8.2×10 ²	—	—	—	—	2.1×10 ⁴	—	—	
	伊方 3号	4.6×10 ³	—	—	—	—	—	—	—	
	玄海 1/2号	8.9×10 ²	—	—	—	—	8.8×10 ³	—	—	
	玄海 3/4号	7.6×10 ³	—	—	—	—	—	—	—	
	川内 1/2号	*	—	—	—	—	8.6×10 ³	—	—	
	敦賀 2号	*	—	—	—	—	1.2×10 ⁴	—	—	

* : 該当廃棄体は発生しているが、平均放射能濃度は未設定であるため、受入れ対象外。

— : 該当廃棄体未発生。

1) : 濃縮廃液+使用済樹脂。

2) : ランドリー廃液+使用済樹脂。

3) : 使用済樹脂。

4) : 濃縮廃液ペレット(100kg)。

5) : 濃縮廃液ペレット(150kg)。

6) : 使用済樹脂(粉状樹脂)。

7) : 使用済樹脂(粒状樹脂)。

8) : 溶離廃液含まない。

9) : 溶離廃液含む。

別表 6 Tc-99の平均放射能濃度一覧表

[単位：Bq/t]

	BWR	PWR
放射能濃度	¹⁾ 1.5×10^4	3.3×10^4

- 1)：福島第一原子力発電所の濃縮廃液ペレット固化体については、²⁾ 4.4×10^3 とする。東海第二のペレット固化体〔重曹等添加〕については、 2.6×10^4 とする。
- 2)：濃縮廃液ペレットの平均放射能濃度に安全裕度 1.2 を乗じた値。廃棄体の放射能濃度に換算するには〔ペレット投入量〕／〔廃棄体重量〕を乗じること。

別表 7 福島第一原子力発電所グラニューールの平均放射能濃度一覧表

[単位：Bq/t]

	¹⁾ グラニューール
H-3	2.8×10^5
C-14	1.2×10^4
Ni-59	3.4×10^5
Ni-63	4.2×10^7
Sr-90	2.1×10^6
Nb-94	8.1×10^3
Tc-99	5.2×10^3
I-129	1.9×10^0
全α	2.0×10^6

- 1)：グラニューールの平均放射能濃度に安全裕度 1.2 を乗じた値。廃棄体の放射能濃度に換算するには〔グラニューール投入量〕／〔廃棄体重量〕を乗じること。

1号廃棄体のうち充填固化体、2号廃棄体及び3号廃棄体の放射能濃度に係るスケーリングファクタ等一覧

1号廃棄体のうち充填固化体、2号廃棄体及び3号廃棄体の放射能濃度に係るスケーリングファクタ、平均放射能濃度及び熔融固化体の残存率を別表1～5に示す。

別表1 スケーリングファクタ一覧表

[key 核種 : Co-60]

難測定核種	BWR		PWR	³⁾ GCR
	従来材料プラント	低Co材料プラント		
C-14	¹⁾ 4.2×10^{-2}		2.2×10^{-1}	既に2号埋設設備に埋設した廃棄体を除き、埋設対象としない
Ni-59	²⁾ $\text{Ni-59}/\text{Ni-63} = 8.0 \times 10^{-3}$			
Ni-63	8.7×10^{-2}	2.3×10^{-1}	6.7×10^{-1}	
Nb-94	3.6×10^{-5}	2.6×10^{-4}	9.9×10^{-4}	
Tc-99	4.7×10^{-6}		1.5×10^{-6}	

- 1) : 敦賀1号でプラズマ加熱方式により使用済樹脂を一括処理する場合、C-14を 3.7×10^{-1} とする。
 2) : ORIGEN-2計算値。
 3) : 既に2号埋設設備に埋設したGCR廃棄体にものみ、下記の値を適用する。
 C-14 : 3.0×10^{-1} 、 Ni-59/Ni-63 = 8.0×10^{-3} 、 Ni-63 = 1.2×10^0

[key 核種 : Cs-137]

難測定核種	BWR			PWR	⁶⁾ GCR
	福島第一1/2号	敦賀1号	その他プラント		
Sr-90	⁴⁾ 7.7×10^{-1}	2.7×10^{-1}	⁴⁾ 1.3×10^0	6.3×10^{-1}	既に2号埋設設備に埋設した廃棄体を除き、埋設対象としない
I-129	⁵⁾ 1.2×10^{-5}			3.1×10^{-6}	
全α	⁴⁾ 2.0×10^0	1.1×10^0	⁴⁾ 2.0×10^{-1}	4.1×10^{-1}	

- 4) : 福島第一の廃棄物集中処理建屋の廃棄体については、Sr-90と全αをそれぞれ 1.3×10^0 、 2.0×10^0 とする。
 5) : 敦賀1号でプラズマ加熱方式により使用済樹脂を一括処理する場合、I-129を 1.7×10^{-3} とする。
 6) : 既に2号埋設設備に埋設したGCR廃棄体にものみ、下記の値を適用する。
 Sr-90 : 2.1×10^0 、 I-129 : 2.9×10^{-6} 、 全α : 8.2×10^{-2}

グループ分類

グループ名	発電所名
従来材料プラント	福島第一(廃棄物集中処理建屋含む)、浜岡1/2号、東海第二、敦賀1号、島根1号
低Co材料プラント	女川、福島第二、浜岡3/4号、島根2号、志賀1/2号、柏崎刈羽1～5号
その他プラント	女川、福島第一3～6号、福島第二、浜岡、島根、東海第二、志賀1/2号、柏崎刈羽1～5号

別表2 1号廃棄体のうち充填固化体に適用するCl-36のスケーリングファクタ一覧表

[key 核種 : Co-60]

難測定核種	BWR	PWR
Cl-36	5.0×10^{-8}	

別表3 H-3、Nb-94 及び Tc-99 の平均放射能濃度一覧表

[単位：Bq/本]

難測定核種	BWR	PWR	¹⁾ GCR
H-3	2.7×10^6	2.3×10^7	既に2号埋設設備に埋設した廃棄体を除き、埋設対象としない
Nb-94	—	—	
Tc-99	—	—	

1)：既に2号埋設設備に埋設したGCR廃棄体にのみ、下記の値を適用する。

H-3： 5.3×10^8 、 Nb-94： 8.9×10^4 、 Tc-99： 7.8×10^4

別表4 1号廃棄体のうち充填固化体に適用する Cl-36 の平均放射能濃度一覧表

[単位：Bq/本]

難測定核種	BWR	PWR
Cl-36	6.0×10^{-1}	

別表5 溶融固化体の残存率

核種	残存率 (%)	
	高周波誘導加熱方式	プラズマ加熱方式
H-3	0	
C-14	0.01	
¹⁾ Cl-36	100	
Co-60	97	98
Ni-59/Ni-63	100	
Sr-90	100	
Nb-94	100	
Tc-99	100	
I-129	0.2	
Cs-137	²⁾ 50	³⁾ 45
全 α	100	

1)：1号廃棄体のうち充填固化体のみに適用する。

2)：東海発電所(既埋設分)及び東海第二発電所については、セラミック層体積比率 4%以上 10%未満の溶融固化体の Cs 残存率を 15%とする。

3)：敦賀発電所でプラズマ加熱方式により溶融処理し投入無機物重量が 100～170 kg の場合は、Cs 残存率を 35%とする。

添付 1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準（第 50 条の 2 及び第 50 条の 3 関連）

1 火災

安全管理課長は、火災発生時のための体制の整備として、次の1.1から1.4を含む「廃棄物埋施設異常・非常時対策要領」を作成し、事業部長の承認を得る。

1.1 要員の配置

安全管理課長は、火災が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自衛消防隊（第52条に定める非常時対策組織に同じ）に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。

1.2 教育訓練の実施

安全管理課長は、該当する要員に対して、第63条に関連する火災発生時に対応する活動に関する教育訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。

各職位は、この計画に基づき教育訓練を実施する。

1.3 資機材の配備

事業部長は、火災発生時の対応のために、防火服、空気呼吸器等の資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。

1.4 文書の整備

安全管理課長は、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「廃棄物埋施設異常・非常時対策要領」）を整備する。各職位は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。

- (1) 火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法に関すること。
- (2) 可燃物の持ち込みを必要最小限とし、適切に防火措置を講じること。
- (3) 埋設クレーンは、使用するとき以外は制御電源を切ること。また、以下に示す対応を行うこと。
 - 1) 漏電防止のため埋設クレーンの電動機を接地すること。
 - 2) 埋設クレーンの周辺には高温となる機器を設置しないこと。
 - 3) 電気系統は、保護継電器及び遮断器により、地絡及び短絡に起因する過電流による過熱や焼損を防止すること。
 - 4) 埋設クレーンの潤滑油を使用する機器は、潤滑油を機器の中に封入するとともに、シール構造により漏えい防止を図ること。
- (4) 火災につながる可能性がある埋設クレーンの潤滑油の漏えいを早期に発見できるように巡視点検を行うこと。
- (5) 3号埋設クレーンに設置する ITV カメラにより、火災につながるおそれがある

潤滑油の漏えいも発見できるようにすること。

- (6) 管理区域内における火気の使用制限に関すること。
- (7) 火災の早期感知を行うための対応方針に関すること。
- (8) 火災発生時の消火活動における初動対応（通報・連絡を含む）に関すること。
- (9) 管理区域内での火災発生時における消火活動のための管理区域入域時の装備・出入管理方法、管理区域からの避難対応、負傷者の搬出に関すること。
- (10) 火災発生時の消火の方法に関すること。
- (11) 防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。
- (12) 火災発生時において消火活動等の対応を実施する組織（自衛消防隊）の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。

1.5 評価・改善

安全管理課長は、火災発生時の体制の整備に係る活動の結果を評価し、事業部長に報告する。事業部長はその報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

1.6 埋設施設の災害を未然に防止するための措置

センター長は、火災の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡させるとともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。

2 自然災害等

安全管理課長は、自然災害等発生時のための体制の整備として、次の2.1から2.4を含む「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」を作成し、事業部長の承認を得る。

2.1 要員の配置

安全管理課長は、自然災害等が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第52条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。

2.2 教育訓練の実施

安全管理課長は、該当する要員に対して、第63条に関連する自然災害等発生時の対応に関する教育訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。

各職位は、この計画に基づき教育訓練を実施する。

2.3 資機材の配備

事業部長は、自然災害等発生時の対応に必要な資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。

2.4 文書の整備

安全管理課長は、自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」）を整備する。

各職位は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。

(1) 地震

- 1) 地震の発生又は発生が予測される場合の放射線業務従事者への退避指示に関すること。
- 2) 地震発生時の認知方法、事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。

(2) 火山（降灰）

- 1) 降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び埋設施設への影響を確認するための点検に関すること。
- 2) 火山噴火の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。

2.5 評価・改善

安全管理課長は、自然災害等発生時の体制の整備に係る活動の結果を評価し、事業部長に報告する。事業部長は、その報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

2.6 埋設施設の災害を未然に防止するための措置

センター長は、自然災害等の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡させるとともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。